

(一社) 栃木県建設業協会との意見交換会

日 時：令和7年10月6日（月）15：30～17：00
場 所：ホテルニューイタヤ 本館3階天平の間

議 事 次 第

司会：関東地方整備局 企画部
技術開発調整官

1. 開 会

2. 挨拶

- 関東地方整備局長
- 栃木県 県土整備部長
- (一社) 栃木県建設業協会長

3. 情 報 提 供

- ◇ 関東地方整備局の取り組みについて
- ◇ 建設産業行政の最近の動き
- ◇ (一社) 栃木県建設業協会の活動状況
- ◇ 前年度意見要望への対応状況等

4. 意 見 交 換

- ◇ (一社) 栃木県建設業協会 提案テーマ
 - 1) 国土強靱化への安定的・持続的な予算確保について
 - 2) 広域道路網等の充実・強化について
 - 3) 若年層の就職促進及び人材確保について
- ◇ 自由討議

5. 閉 会

- 関東地方整備局 副局長

配布資料一覧

< 関東地方整備局 >

- | | |
|--------------------|----------|
| ・ 関東地方整備局の取り組みについて | 整備局資料－ 1 |
| ・ 建設産業行政の最近の動き | 整備局資料－ 2 |
| ・ 前年度までの意見要望への対応状況 | 整備局資料－ 3 |
| ・ 令和 7 年度 回答 | 整備局資料－ 4 |

< 建設業協会 >

- | | |
|-----------------------|---------|
| ・ 協会の主な活動について | 協会資料－ 1 |
| ・ 意見交換会提案議題 | 協会資料－ 2 |
| ・ 参考資料（別途配布） | |
| ① 建 FESGO! ～建設のお仕事体験～ | |
| ② TOCHIKEN | |
| ③ Bratto | |
| ④ 地域を創り地域を守る | |

令和7年度（一社）栃木県建設業協会と意見交換会

出席者名簿

【（一社）栃木県建設業協会】	名前
会 長	谷黒 克守
副会長	菊池 三紀男
副会長	石川 裕之
副会長	竹澤 則男
副会長 兼 芳賀支部長	坂野 弘
副会長 兼 下都賀支部長	齋藤 和実
常任理事 宇都宮支部長	野澤 充広
常任理事 鹿沼支部長	宇賀神 勝
常任理事 日光支部長	榎本 美明
常任理事 塩谷支部長	岡村 昌仁
常任理事 那須支部長	岩見 武
常任理事 烏山支部長	岡 恒夫
常任理事 安蘇支部長	木村 光伸
常任理事 足利支部長	蓼沼 法彦
総務企画委員会 委員長	荒井 学
技術委員会 委員長	青木 孝一
広報委員会 委員長	岩原 正樹
大型民間工事参入検討委員会 委員長	渡辺 眞幸
専務理事	田城 均
常務理事	青木 淳
業務部長	渡辺 一春
技術部課長	手塚 真人

【栃木県 県土整備部】	
県土整備部長	小野 和憲
県土整備部 次長	小平 知久
県土整備部 次長	星野 晃秀
参事兼技術管理課長	屋代 紀明
参事兼宇都宮土木事務所長	高山 誠
参事兼日光土木事務所長	日原 順
監理課主幹兼課長補佐（総括）	篠原 和之

【関東地方整備局】	
局長	橋本 雅道
副局長	増田 圭
企画部長	田中 克直
企画部 技術開発調整官	宮坂 広志
建政部 建設産業調整官	佐藤 孝
企画部 技術管理課長	森 芳徳
企画部 技術調査課長	小宮山 隆
建政部 建設産業第一課長	征矢 道仁
宇都宮国道事務所長	笹木 和彦
渡良瀬川河川事務所長	荒井 満
日光砂防事務所長	木下 篤彦
鬼怒川ダム統合管理事務所長	太田 敏之
宇都宮営繕事務所長	黒田 充
利根川上流河川事務所長	飯野 光則
下館河川事務所長	青木 孝夫
常陸河川国道事務所長	佐々木 哲也

令和7年度(一社)栃木県建設業協会との意見交換会 席次表

会場:ホテルニューイタヤ 3階 天平の間

	随 行	
--	-----	--

	記 者 席	
--	-------	--

大型民間工事参入 検討委員会 委員長 渡 辺 眞 幸	広報委員会 委員長 岩 原 正 樹	専務理事 田 城 均	常務理事 青 木 淳	業務部長 渡 辺 一 春	技術部課長 手 塚 眞 人
----------------------------------	-------------------------	---------------	---------------	-----------------	------------------

技術委員会 委員長 青 木 孝 一	総務企画委員会 委員長 荒 井 学	常任理事 安蘇支部長 木 村 光 伸	常任理事 那須支部長 岩 見 武	常任理事 日光支部長 榎 本 美 明	常任理事 宇都宮支部長 野 澤 充 広	副会長 兼 芳賀支部長 坂 野 弘	副会長 石 川 裕 之	栃木県建設業協会 会 長 谷 黒 克 守	副会長 菊 池 三 紀 男	副会長 竹 澤 則 男	副会長 兼 下都賀支部長 齋 藤 和 実	常任理事 鹿沼支部長 宇 賀 神 勝	常任理事 塩谷支部長 岡 村 昌 仁	常任理事 烏山支部長 岡 恒 夫	常任理事 足利支部長 蓼 沼 法 彦
-------------------------	-------------------------	--------------------------	------------------------	--------------------------	---------------------------	-------------------------	----------------	----------------------------	------------------	----------------	----------------------------	--------------------------	--------------------------	------------------------	--------------------------

宇都宮国道事務所 事務所長 笹 木 和 彦	建政部 建設産業第一課長 征 矢 道 仁	企画部 技術調査課長 小 宮 山 隆	企画部 技術管理課長 森 芳 徳	建政部 建設産業調整官 佐 藤 孝	企画部 技術開発調整官 宮 坂 広 志	企画部長 田 中 克 直	副局長 増 田 圭	関東地方整備局 局 長 橋 本 雅 道	栃木県県土整備部 部 長 小 野 和 憲	次 長 小 平 知 久	次 長 星 野 晃 秀	参事 兼 技術管理課長 屋 代 紀 明	参事 兼 宇都宮土木事務所長 高 山 誠	参事 兼 日光土木事務所長 日 原 順	監理課主幹 兼 課長補佐(総括) 篠 原 和 之
-----------------------------	----------------------------	--------------------------	------------------------	-------------------------	---------------------------	-----------------	--------------	---------------------------	----------------------------	----------------	----------------	---------------------------	----------------------------	---------------------------	--------------------------------

		常陸河川国道事務所 事務所長 佐々木 哲也	下館河川事務所 事務所長 青 木 孝 夫	宇都宮営繕事務所 事務所長 黒 田 充	鬼怒川ダム統合管理事務所 事務所長 太 田 敏 之	利根川上流河川事務所 事務所長 飯 野 光 則	渡良瀬川河川事務所 事務所長 荒 井 満	日光砂防事務所 事務所長 木 下 篤 彦		随 行
--	--	-----------------------------	----------------------------	---------------------------	---------------------------------	-------------------------------	----------------------------	----------------------------	--	-----

			随 行			
--	--	--	-----	--	--	--

出入り口

令和7年度（一社）栃木県建設業協会との意見交換会（進行表）

令和7年10月6日（月）15:30～17:00 於:ホテルニューイタヤ 本館3階天平の間

時 間	内 容		発言者	配付資料
《開会》				
15:30	開会		(司会:宮坂技術開発調整官)	
～ 15:45 (15分)	挨拶	関東地方整備局	橋本局長	
		栃木県	小野県土整備部長	
		一般社団法人 栃木県建設業協会	谷黒会長	
15:45 ～ 15:47 (2分)	資料確認			出席者一覧・配席表
《情報提供》				
15:47 ～ 15:55 (8分)	関東地方整備局の取組			
		関東地方整備局の取り組みについて 建設産業行政の最近の動き	企画部 小宮山技術調査課長 建政部 征矢建設産業第一課長	整備局資料－1 整備局資料－2
15:55 ～ 16:05 (10分)	(一社)栃木県建設業協会の活動状況		菊池副会長	協会資料－1
《前年度意見要望への対応状況》				
16:05 ～ 16:06 (1分)			企画部 森技術管理課長	整備局資料－3
《意見交換》				
〔協会側テーマ〕				
16:06 ～ 16:36 (30分)	1. 国土強靱化への安定的・持続的な予算確保について 2. 広域道路網等の充実・強化について 3. 若年層の就職促進及び人材確保について		協会提案説明：1. 石川副会長 2. 竹澤副会長 3. 齋藤副会長	協会資料－2
			回答： 1. 企画部 森技術管理課長 2. 企画部 森技術管理課長 栃木県 屋代技術管理課長 日光砂防事務所 木下事務所長 3. 企画部 森技術管理課長	整備局資料－4
〔自由討議〕				
16:36 ～ 16:55 (19分)	自由討議		(質疑:適宜発言)	
《閉会》				
16:55 ～ 17:00 (5分)	閉会		増田副局長	

関東地方整備局の取組について

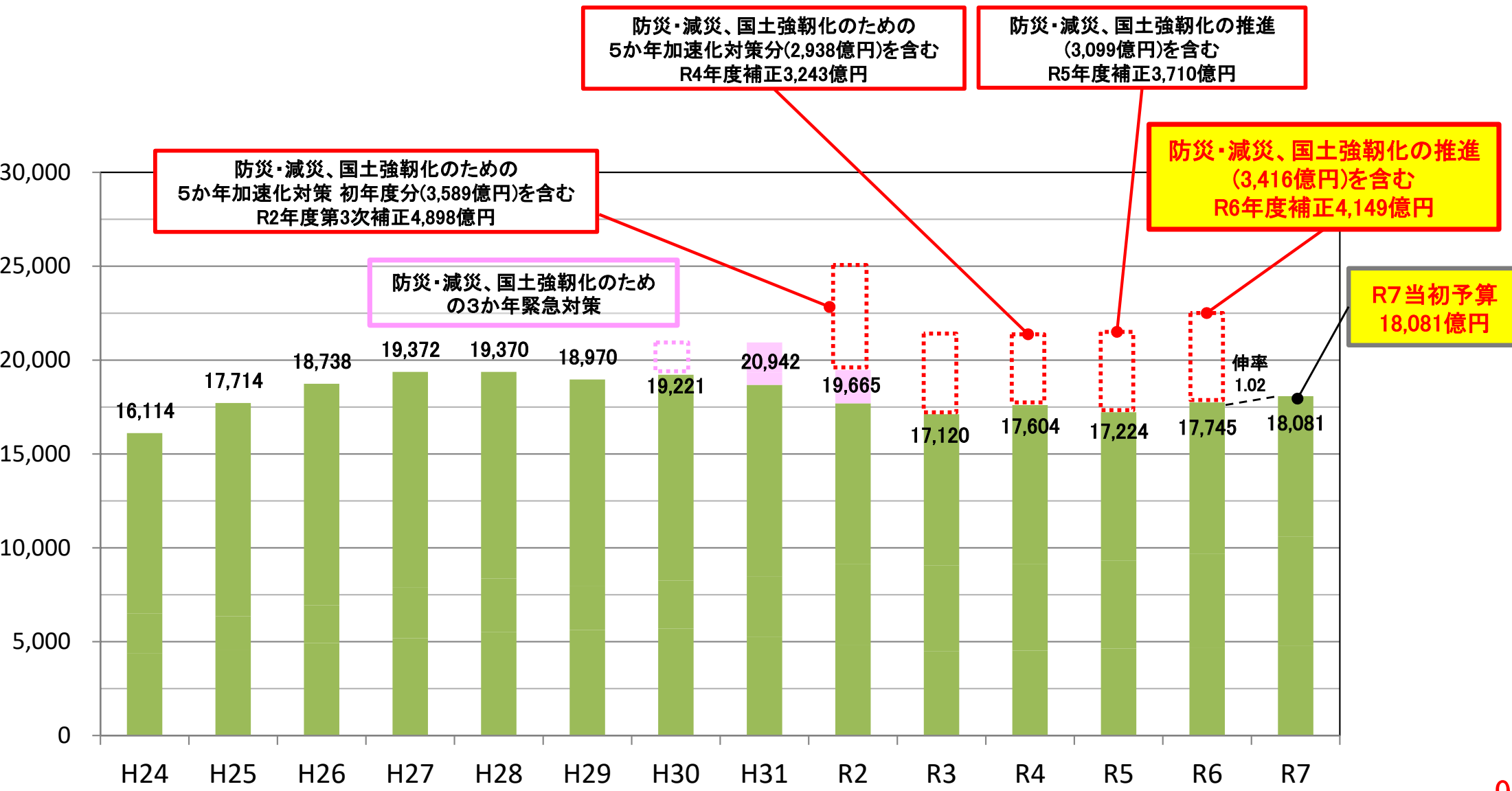
令和7年 10月 6日

国土交通省 関東地方整備局

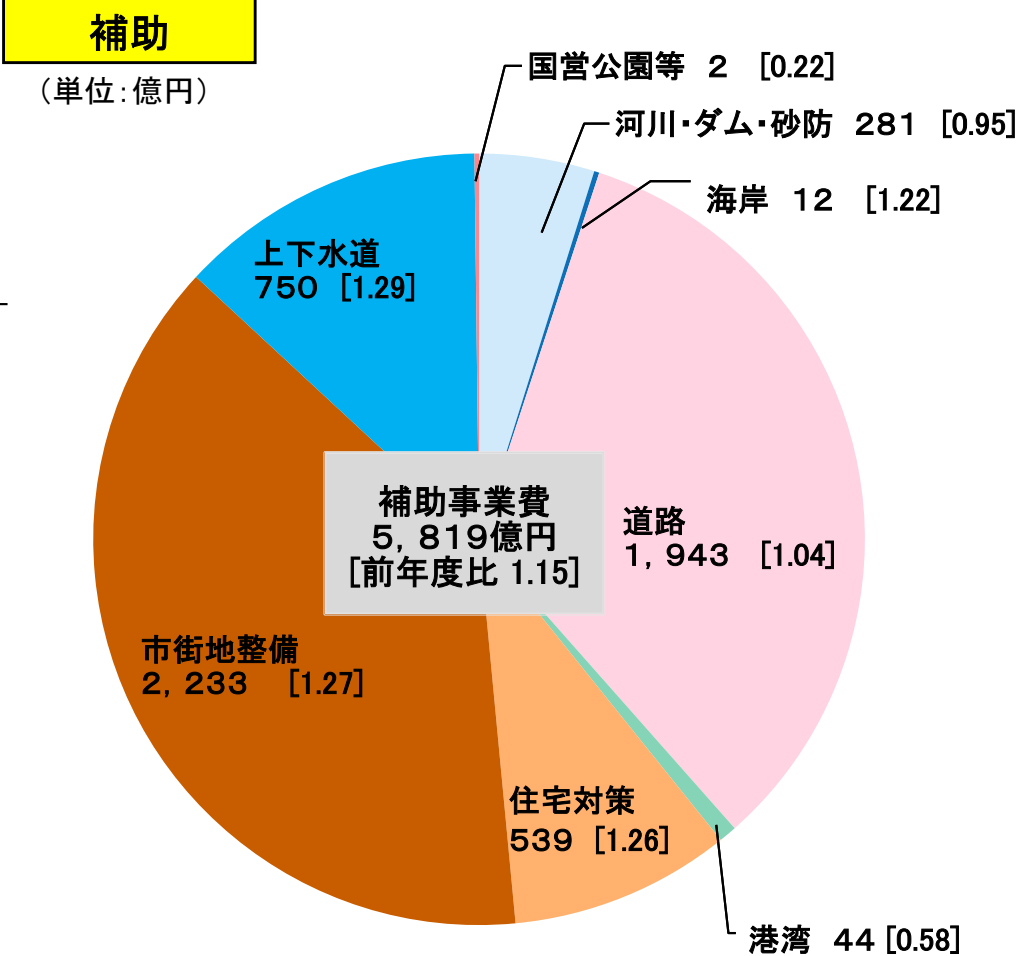
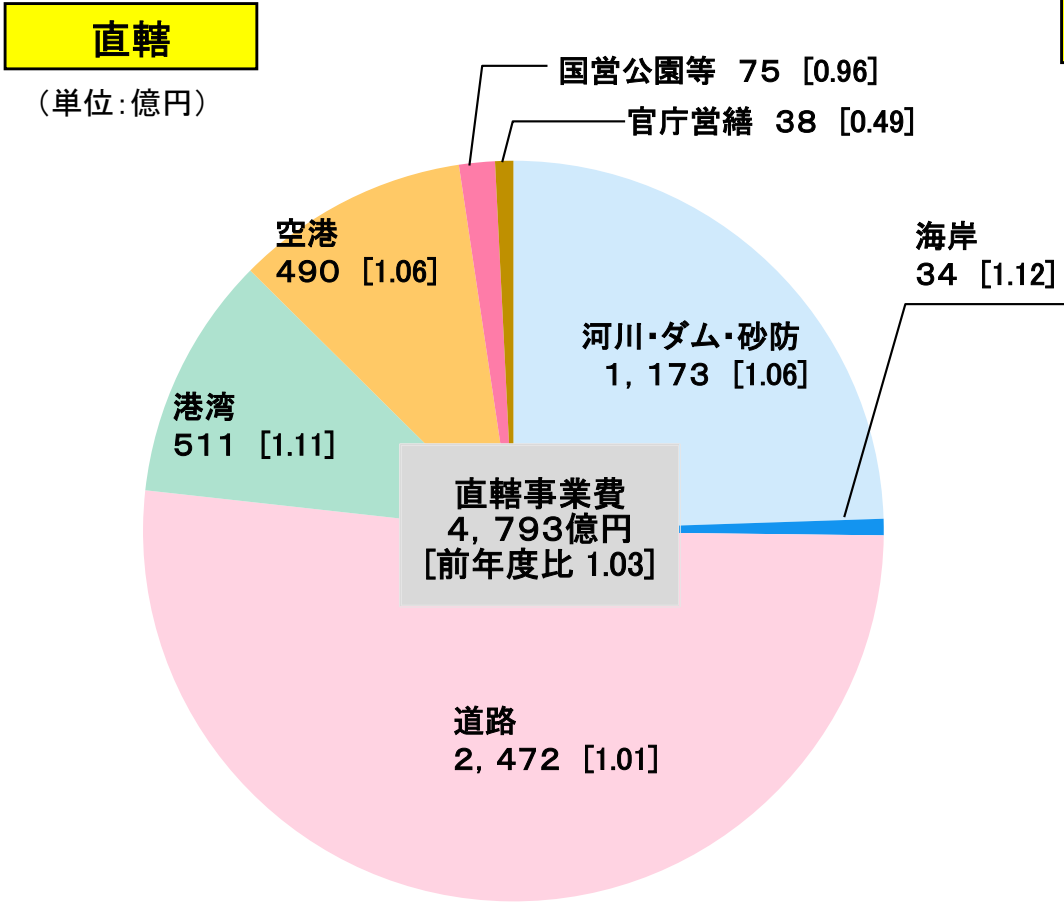
1. 令和7年度 予算の概要
2. 令和8年度 国土交通省予算概算要求
3. 関東地方整備局における2025年度の実施等
4. 品確法の改正と運用指針の策定、指標の見直し
5. 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)

1. 令和7年度 予算の概要

○令和6年度補正予算は、防災・減災、国土強靱化の推進(3,416億円)を含め、4,149億円。
○令和7年度当初予算は、1兆8,081億円(対前年度比1.02)。



○令和7年度の当初予算は1兆8,081億円(前年度比1.02)。



社会資本総合整備事業費
(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)
7,474億円
[前年度比 0.93]

※ [括弧書き] は、対前年度比
※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau



※ 主要事業のうち代表的な事業のおおよその位置を示したものです。

- 直轄事業
 - 補助事業

2. 令和8年度 国土交通省予算概算要求

1. 国費総額

(1) 一般会計 7兆 812億円 (1.19倍)

公共事業関係費

6兆2,820億円 (1.19倍)

○一般公共事業費

6兆2,403億円 (1.19倍)

○災害復旧等

416億円 (1.00倍)

非公共事業

7,992億円 (1.18倍)

○その他施設費

873億円 (1.49倍)

○行政経費

7,119億円 (1.15倍)

(2) 東日本大震災復興特別会計 367億円 (0.60倍)

2. 財政投融资 1兆6,413億円 (1.23倍)

○ 上記の他、下記項目については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。

- ・ 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費
- ・ 労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
- ・ 北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の新規着工に要する経費
- ・ 一般会計から自動車安全特別会計への繰戻しに係る大臣間合意を踏まえた更なる増額
- ・ 日米協力を踏まえた造船についての強靱なサプライチェーンの構築に必要な経費

第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

令和7年6月6日
閣議決定

第1章 基本的な考え方

○防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進
○近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）
○5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）
○状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応）

（災害外力・耐力の変化への対応）	（人口減少等の社会状況の変化への対応）	（事業実施環境の変化への対応）
● 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進 ● 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入 ● グリーンインフラの活用等の推進 ● 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮 ● 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進	● 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進 ● フェーズフリー対策の積極的導入 ● 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進 ● まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化 ● 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進	● 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用 ● 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化 ● 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制 ● 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上 ● フェーズフリーな仕組みづくりの推進 ● 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策（全326施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	● 個別避難計画作成 ● 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト ➡ 60施策	● 迅速な航路啓開のための体制の整備 ● 衛星通信システムに関する制度整備等 ➡ 109施策	● マイナナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ● 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 ➡ 56施策	● 病院におけるBCPの策定 ● 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 ➡ 65施策	● 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ● 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 ➡ 72施策

第4章 推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

1 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、**おおむね20年から30年程度を一つの目安として**、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 等 ➡ 28施策（76指標）	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化 等 ➡ 42施策（87指標）	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等） ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築 等 ➡ 16施策（24指標）	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化 等 ➡ 13施策（18指標）	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備 等 ➡ 16施策（29指標）

2 対策の事業規模

※1施策（住宅・建築物の耐震化の促進）が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、**今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映**。各年度の取扱いについては、**今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応**。（Ⅰ. 防災インフラの整備・管理：おおむね5.8兆円、Ⅱ. ライフラインの強靱化：おおむね10.6兆円、Ⅲ. デジタル等新技術の活用：おおむね0.3兆円、Ⅳ. 官民連携強化：おおむね1.8兆円、Ⅴ. 地域防災力の強化：おおむね1.8兆円）

第5章 フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用）
○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信
○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始

○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

3. 関東地方整備局における2025年度の取組み等

関東地整における2025年度の取組み

- 建設産業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。
- 関東地方整備局は、建設産業がその役割を持続的に果たし続けられるよう、2025年度も下記の4つの柱で、さまざまな施策を推進します。

01

受注機会の確保

- ① R6補正・R7当初予算による計画的な工事発注
- ② 入札・契約、総合評価の工夫
 - 【1】受注機会の確保
 - －直轄実績を持たない企業の新規参入促進
 - －一括審査方式を積極実施
 - 【2】適切な競争環境の確保
 - －技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を4⇒8年に延長
 - －企業の工事成績の差異を適正に評価
 - 【3】企業の技術者運用の柔軟化
 - －参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式を導入
 - －女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用改善
- ③ 国道4号強靱化フレームワークモデル工事の実施

02

担い手確保の 取り組み強化

- ① 柔軟な週休2日の運用
- ② 若手・女性技術者奨励賞の創設
- ③ 安全管理推進技術者等認定制度の創設
- ④ 建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会の創設
- ⑤ 学校関係者に向けた現場見学コーナーを開設(関東地整HP)
- ⑥ 総合評価の工夫
 - －若手／女性技術者の活用に対する加點評価
 - －WLB認定企業の加點評価対象工事の拡大

03

現場の環境改善 ・効率化の推進

- ① 国と県・政令市の工事関係書類の統一
- ② 工事書類スリム化等のさらなる徹底(ガイドライン改定)
- ③ 適切な設計変更のさらなる徹底(ガイドライン(総合版)の改定)
- ④ 女性技術者の交代運用の柔軟化
- ⑤ 快適トイレの「質の向上」を図る積算上の工夫
- ⑥ 熱中症対策等に資する週休2日制の運用の柔軟化
- ⑦ 小規模工事へのICT施工の普及強化のための取組みパッケージ

04 自治体等への第三次担い手三法の浸透

- ①発注者協議会でのマネジメント強化
 - －取組推進のための指標の拡充
 - －自治体の取組み好事例の水平展開
 - －発注者心得(仮称)の作成(予定)

技術情報 公共工事に関する共通仕様書や工事安全対策、新技術など様々な情報のご案内です。

働き方改革

熱中症特設サイト



出典：環境省「熱中症予防行動ポスター」

熱中症対策の強化について

- ・熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されました。
- ・熱中症とは、高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態をさします。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、場合によっては死亡することもあります。
- ・建設現場等における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、その対策が喫緊の課題となっています。
- ・本サイトでは熱中症対策に関わる支援を目的に、関東地方整備局管内における「熱中症の発生状況」、「工事現場における対策事例」、「WBGT測定事例」について情報提供するとともに、「熱中症対策に対する費用の算定」、「工期延期の考え方」等についても公開しております。
- ・建設事業者におかれましては、本サイトを参照頂くとともに、建設現場で作業する従事者が、安全かつ健康に作業に従事できるよう、実効性のある対策の推進をお願いします。

★熱中症を疑う症状がある場合の応急手当(出典：厚生労働省「熱中症ガイド」抜粋)[PDF:1.9MB]

<関係通達文書>

- 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について(令7.5.20基発0520第6号)[厚生労働省HPへリンク][外部サイト]
- 建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について(要請)(令7.7.4事務連絡)[厚生労働省HPへリンク][外部サイト]

暑さ指数(WBGT値)とは

・Wet Bulb Globe Temperature(湿球黒球温度)の略称で、熱中症を予防することを目的として、人間の熱バランスに影響の大きい、①気温、②湿度、③日射・輻射など周辺の熱環境の3つを取り入れた温度の指標。単位は気温と同じ摂氏度(℃)で示される。

■WBGT測定について [PDF:756KB]

工事現場における熱中症報告件数、対策事例、熱中症対策などに資する取り組み

- 工事現場における熱中症報告件数[PDF:68KB]
- 熱中症予防対策事例(令和7年7月28日時点)[PDF:1.5MB]
- 熱中症対策などに資する取り組み[PDF:984KB]

参考リンク

- 熱中症における新技術について [NETIS(新技術情報システム)へリンク][外部サイト]
- 全国の暑さ指数(WBGT値) [環境省HPへリンク][外部サイト]
- 熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの発表状況 [環境省HPへリンク][外部サイト]
- 建設業における1年単位の変形労働時間制のポイント[厚生労働省HPへリンク][外部サイト]

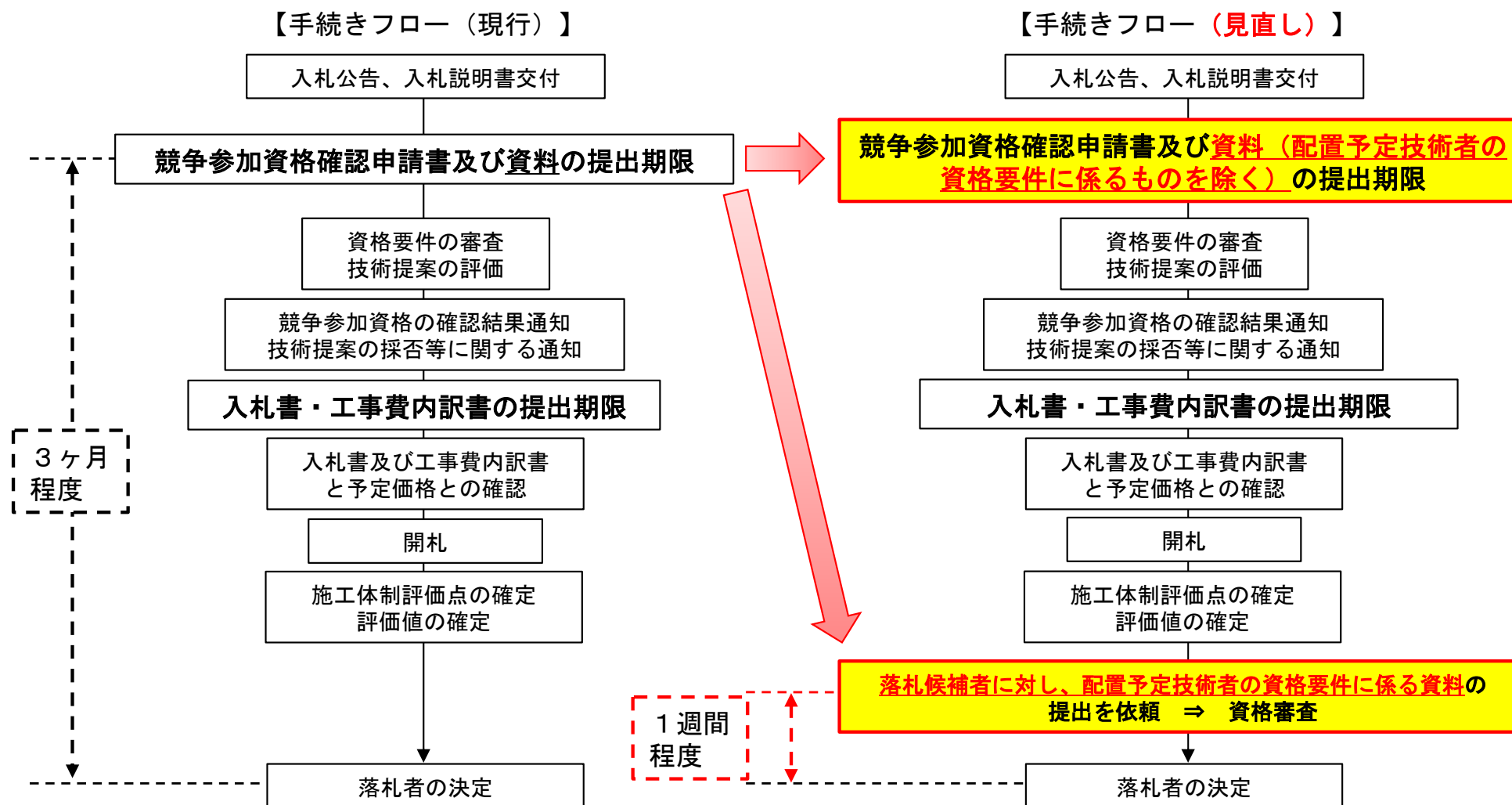
- 「地域インフラ」サポートプラン関東
- 建設現場の魅力発信
- 生産性向上の取組
- 働き方改革
- 週休2日チャレンジサイト
- 積算・入札・契約・総合評価
- 公共工事の品質確保
- 工事の安全対策
- 関係機関の連携
- 適切な予定価格
- その他

参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式を導入

○配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出期限を、**落札前**まで延伸する試行を実施する。

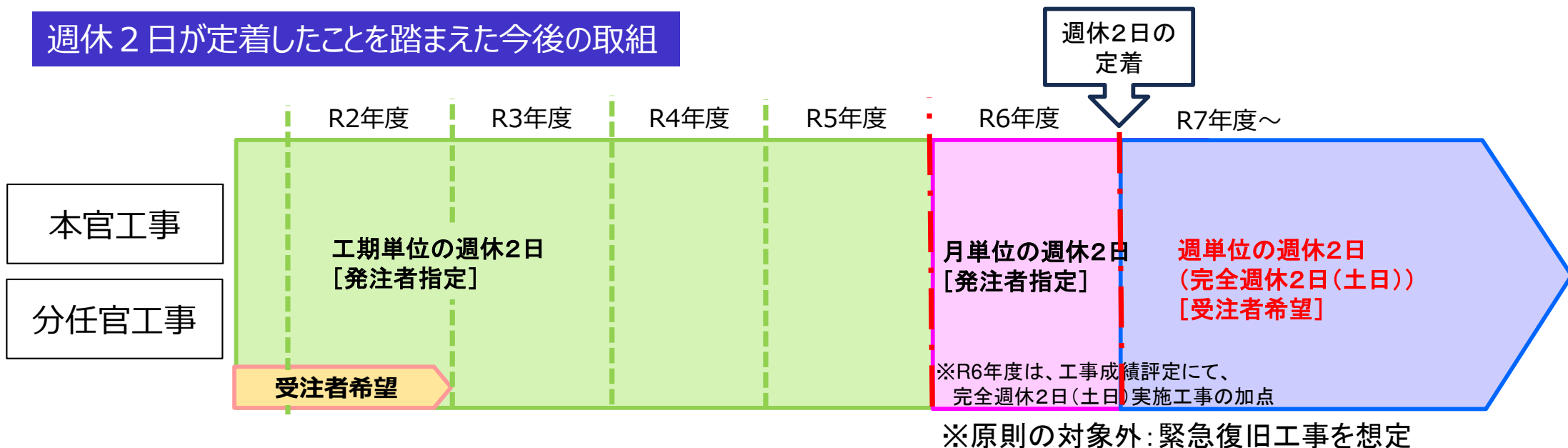
【対象の発注方式】技術提案評価S型（WTO）（段階的選抜方式を除く）において試行的に実施予定

【概要】配置予定技術者の技術力を評価しない当該方式において、配置予定技術者の申請資料提出期限を**落札前**まで延伸。
手続き期間の長い当該方式で、技術者の拘束期間を削減し、企業側の負担を軽減する。



- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。
 - ※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。
 - ※完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。

週休2日が定着したことを踏まえた今後の取組



R7年度の週休2日補正係数

	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
＜現場閉所＞	補正無し	労務費: 1. 02 共通仮設費: 1. 01 現場管理費: 1. 02	労務費: 1. 02 共通仮設費: 1. 02 現場管理費: 1. 03
＜交替制＞	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日)
	補正無し	労務費: 1. 02 現場管理費: 1. 02	労務費: 1. 02 現場管理費: 1. 03

【目 的】

関東地方整備局（港湾・空港部、営繕部関係を除く）が発注する工事にて、無事故で完成させた安全管理担当者※を、「**安全管理推進技術者**」として認定することにより、技術者としての実績を評価し、今後担当する工事にて、安全管理をより一層推進する技術者として広く活躍されることを期待するもの。

また、当該技術者が直轄工事を無事故で完成させる毎に認定し、5工事連続で無事故完成者については、「**優秀安全管理推進技術者**」として認定する。

※安全管理担当者とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した方。現場代理人、または、主任（監理）技術者が兼務の場合も認定。

【適 用】

- ・認定技術者は、「優秀安全管理推進技術者認定ロゴマークまたは安全管理推進技術者認定ロゴマーク」を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール等）することができる。
- ・総合評価におけるインセンティブ付与は当面行わない。「優秀安全管理推進技術者」は企業からの申請が必要
- ・本認定は、令和7年4月1日以降に入札公告を行う工事より適用する。



安全管理推進技術者ロゴマーク



優秀安全管理推進技術者ロゴマーク

※ロゴマークは、本局若手職員の応募作品の中から、投票により本デザインに決定。

R7年度 第1回とちぎ建設業魅力向上連絡協議会の概要(令和7年5月19日(月))

協議会概要

日時：令和7年5月19日(月) 11時00分～12時00分
目的：産学官が一体となり、栃木県内の建設業の魅力を発信することにより、建設業関連分野の持続的な担い手確保に寄与することを目的とする。
出席：座長 宇都宮大学地域デザイン科学部 社会基盤デザイン学科 長田 哲平 准教授
関係団体 栃木県建設業協会 会長
宇都宮工業高校 環境土木課科長
足利工業大学創生工学科 講師(欠席)
行政機関 栃木県県土整備部 技術管理課長
国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所長
宇都宮国道事務所長
がザーバー 鬼怒川ダム総管理事務所、利根川上流河川事務所、日光砂防事務所

議事

- 1) 規約・名簿(案)について
- 2) 産学官で取組む行事(案)について
- 3) その他 建設業魅力向上に向けた試行的取組み(案)
産学官合同就職説明会(案)
- 4) 今後の予定(案)について

第1回とちぎ建設業魅力向上連絡協議会 開会(11時00分～)

開会状況



挨拶(宇都宮国道事務所長)

産学官で取組む行事(案)

【R6年度第2回】
宇都宮オープンキャンパス参加状況
場所：宇都宮大学陽東キャンパス
実施日：令和6年7月20日



議事概要

<規約・名簿>

○規約は令和7年5月19日から施行

<産学官で取組む行事>

協議会が産学官連携で取組む行事を選定

○令和7年7月26日 オープンキャンパス 宇都宮大学

○令和7年8月23日 宇国サマーフェス 宇都宮国道事務所

<建設業魅力向上に向けた試行的取組み・産学官合同就職説明会>

○「とちぎ建設業合同企業説明会」

(3月開催予定)に産学官連携で参加することで合意。

(対象者：高校生・大学生)

<今後の予定>

第2回協議会

令和7年 11～12月に予定

【マロニエプラザ(宇都宮産業展示館)】



令和7年3月13日「とちぎ建設業合同企業説明会」

■概要

日 時

： 令和7年8月23日(土)10:00～15:30

場 所

： 宇都宮国道事務所 敷地内

内 容

： 建設機械の展示、測量・ドローン体験、宇都宮工業
高音楽部演奏、こども防災服、ゆるキャラ、クイズ・
アンケート等、「道の駅しもつけ」及び「道の駅はが」
との連携による物産品販売 他

来場者数

： 約400人

スタッフ

： 約100人(宇都宮国道、とちぎ建設業魅力向上連絡協議会
(栃木県建設業協会、宇都宮大学、栃木県、渡良瀬川河川
事務所他)、関東運輸局、自動車整備振興会、測量業協会 他)

マスコミ

： 栃木建設新聞、日刊建設新聞、日刊建設工業新聞 計3社

■状況写真



■来場者の主な意見

- ・様々な建設分野を拝見でき、とても貴重な体験となった。(20代男性)
- ・宇都宮国道が何をしているところか知らなかったが、初めて身近なところだと感じた。(40代女性 他)
- ・普段なかなか意識することのない道路や河川ですが、誰かが保守に努めてくれていると感ずることが出来た。(50代男性)
- ・暑い中、沢山の人が笑顔でイベントを盛り上げてくださって、とても楽しく参加できました。(40代)
- ・去年中止になり残念だったが、今年は子供が楽しんでいる。来年も楽しみ。(40代女性)
- ・涼しい時期にやってほしい。(30代女性)

宇国
サマーフェス
～1日道の駅～



令和7年
8月23日(土)
10:30～15:30
(開場時間10:00)

会場案内
国土交通省 宇都宮国道事務所
宇都宮市平松町504
(会場の詳細は裏面へ)

イベント内容
(内容が変わる場合があります)

観客対象展示・建設機械の展示
宇都宮工業高校音楽部演奏
音楽とダンス！
測量体験
ドローン体験
こども防災服撮影会
ゆるキャラやきもち
ゆるキャラやきもち
バーチャル体験
道の駅、物産品販売
クイズ・アンケート

主催 国土交通省 宇都宮国道事務所(お問い合わせ:028-638-2186)

共催 宇都宮市建設業魅力向上連絡協議会(宇都宮大学・宇都宮工業高校・
(一社)栃木県建設業協会・栃木県 渡良瀬川河川事務所 ほか)

協力 関東運輸局栃木運輸支局・(一社)栃木県自動車整備振興会・
(一社)栃木県測量設計業協会



【イベントチラシ】



【若手職員主体に企画・調整・交渉・運営を実施】

とちぎ建設業
魅力向上連絡協議会



とちぎ建設業
魅力向上連絡協議会



とちぎ建設業
魅力向上連絡協議会サイン



22

- 将来的な担い手確保を目的に、若年層にインフラ関係の仕事をPRするため、学校関係者向けの現場見学ホームページを開設
- 普段は見るできない施工中のリアルな現場などを体験していただき、国の職員や現場で活躍している技術者から、わかりやすく説明



未来創造の最前線へ！～関東の現場見学～

※R7.4.1時点

1都8県全57※の現場(河川、道路、営繕、港湾)を紹介

現場一覧

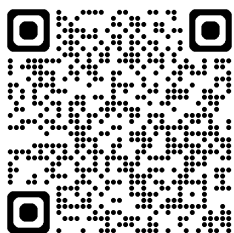
No	所在地	現場(施設)	概要	受付期間	人数	詳細
茨城01	古河市	河川改修事業(築堤工事)	【渡良瀬川の築堤工事を見に行こう！】洪水被害を防ぐため渡良瀬川の堤防を強化している工事現場を見学できるので、是非ご覧下さい！	R7.3～R7.4中旬	小学生以上50人まで	[PDF: 461KB]
茨城02	守谷市	河川改修事業(築堤工事)	【ICTアドバイザーたちが運営する現場を見てみよう！【茨城県編】】日本一広い川「利根川」で洪水被害を防ぐための堤防整備を行っています。建設業でもDX活用が当たり前となっている今、地方整備局ICTアドバイザーが運営する現場で大きくなった堤防と最新の技術をご覧ください！	R.7.4～R7.6		詳細ページへ

希望現場を選択しフォームから申込み

申し込み方法

「現場一覧」から希望する現場を選択し、申込みフォームに必要事項を、力してください。

[▶申込みフォーム](#)



学校名 必須	
担当者 必須	
学年・人数 必須	
住所 必須	
電話番号 必須	
メールアドレス 必須	

記入例) 048-601-3151 (半角数字・半角英字)

詳細ページ(例)

東京
05

今しか見るできない橋梁工事を見よう！

国道20号 八王子南バイパス事業
(仮称)大船寺田高架橋を造る工事

全長614mの橋梁の工事状況について説明します。
橋梁の上に登って、“今”しか見るできない工事現場を是非体感してください！



<位置図>



<担当事務所>

相武国道事務所

URL: <https://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/>

電話: 042-643-2010(計画課直通)

FAX: 042-643-2320

WLB関連認定企業の評価【工事・業務】（全評価方式へ拡大）

- 現在、一般土木B等級、建築B等級以上の工事においてワークライフバランス認定企業の加点評価を実施しているところ。
- 令和7年度からは、工事等の調達案件の全てを評価対象とする。
- 女性活躍推進法その他、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定を受けている企業を加点対象。
- 一般事業主行動計画の策定を加点対象から除外。
- 配点…一般土木B等級、建築B等級以上の工事：1点
上記以外の工事等：0.5点

評価基準	配点
次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	一般土木B等級、 建築B等級以上の工事 1点
	上記以外の工事 0.5点
	全ての業務 0.5点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条もしくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

自治体との工事関係書類に関する記載内容を統一しました！

- 令和5年度は、関東地方整備局及び埼玉県との統一化の対象書類として26書類選定し、うち、24書類（92%）の統一化を実施。
- 令和6年度には、埼玉県との調整結果を基に、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市についても、書類の記載内容の統一化に向けた調整を実施し、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県の4県との書類統一化が100%完了しました。
- 今後も引き続き地域の実情等により管内各都県及び政令市へ同様の取組の展開を図ります。

令和6年度における「工事関係書類の統一化」の対象書類について ※国土交通省が定める「工事関係書類の標準様式」の一覧

R7.3.31時点

様式番号	書類名称等	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	山梨県	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市
様式-1	現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等通知書	△	○	○	△	○	○	○	○	○	△	△
様式-2	請負代金内訳書	—	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
様式-3	工程表、変更工程表	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○
様式-5	請求書(前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金) 請求内訳書(部分払、国際部分払、指定部分払)	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
様式-6	V E 提案書(契約後VE時)	○	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○
様式-7	品質証明員通知書	—	○	—	—	○	○	○	○	△	—	—
様式-9	工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-10	材料確認書	—	—	○	—	○	—	—	—	○	○	△
様式-11	段階確認書	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○
様式-12	確認・立会依頼書	○	○	—	—	○	—	○	○	○	—	○
様式-13	工事事故速報	—	—	○	—	○	○	○	—	△	—	—
様式-14	工事履行報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-15	認定請求書	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
様式-16	指定部分完成通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	—
様式-17	指定部分引渡書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	—
様式-18	工事出来高内訳書	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
様式-19	請負工事既済部分検査請求書	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△
様式-21	修補完了届	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—
様式-22	部分使用承諾書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-23	工期延期届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-24	支給品受領書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
様式-25	支給品精算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
様式-26	建設機械使用実績報告書	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—
様式-27	建設機械借用・返納書	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—
様式-28	現場発生品調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
様式-29	完成通知書	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-30	引渡書	△	○	○	○	○	○	—	○	△	△	△
様式-31	出来形管理図表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-32	品質管理図表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-33	品質証明書	—	○	—	—	○	○	○	○	△	—	—
様式-34	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

【凡例】

○：統一化済み

△：統一化に向け引き続き調整

—：自治体では作成義務無し

■：統一化100%の自治体

■：統一化100%未満の自治体

統一された様式は、以下のホームページにて掲載しています。

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>)

令和7年3月に「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップしました！

「土木工事電子書類スリム化ガイド(ver.4.0)」のポイント

■目的

- ・工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

■適用

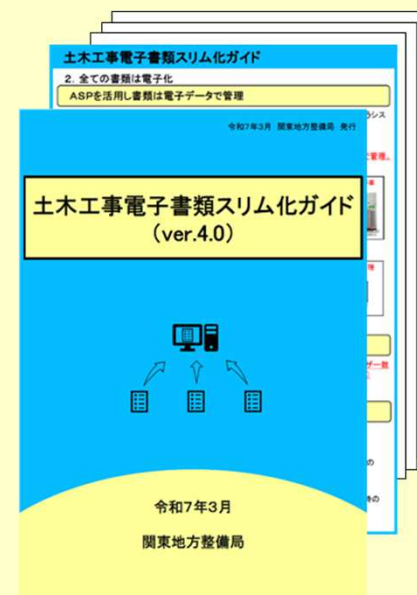
- ・令和7年4月1日以降の関東地方整備局発注工事(入札・契約手続運営委員会を開始する工事、入札手続き中及び契約済みの工事)
(港湾空港関係、営繕関係を除く)

■バージョンアップのポイント

- ✓ 工事着手前の設計審査会において、発注者から受注者へスリム化ガイドの説明を実施する。
- ✓ スリム化ガイド等に反する指摘等を受けた場合は、スリム化ガイドを発注者等へ提示し共通認識を得る。
- ✓ 発注者等からの誤った指摘事例について、アンケート結果で判明した新たな指摘事例を反映。
- ✓ 試行的に、スリム化ガイドについての意見を募集開始。
- ✓ また、アンケート結果で課題として上がった、設計審査会(工事着手前)の開催、設計図書修正(構造計算を伴うものや大幅な修正)に係る費用計上や、改善要望の多かった「ワンデーレスポンス」、「設計図書の照査」、「施工体制台帳」「工事打合せ簿」「ウィークリースタンス」等についても、引き続き周知徹底を図ります。

■その他の主なバージョンアップ箇所

- ✓ コリンズ(CORINS)登録・・・「登録内容確認システム」の活用による運用方法の見直し。
- ✓ 週間工程表・・・工場製作中などで現場作業が無い場合は作成不要とする旨を追記。
- ✓ 産業廃棄物管理表(マニフェスト)・・・マニフェストは電子マニフェストでも可であることを明記。
- ✓ その他、アンケート調査結果により明らかとなった課題に対する対応及び改善要望のあった事項を反映。



- R 6 品確法の改正を機に、工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）をリニューアル（R7.3）。
- 本ガイドラインは関東地方整備局HPに掲載し、関係業団体、受発注者等に対し、本ガイドラインに留意するように周知徹底を図る。
(掲載箇所) <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000206.html>

■ 主な改定内容

① R6改正品確法を踏まえた見直し

- ・設計変更ガイドラインの位置付けを明確化
- ・適切な設計変更の必要性を明記

② 適切な設計変更にあたり、押さえておくべきポイントを明記

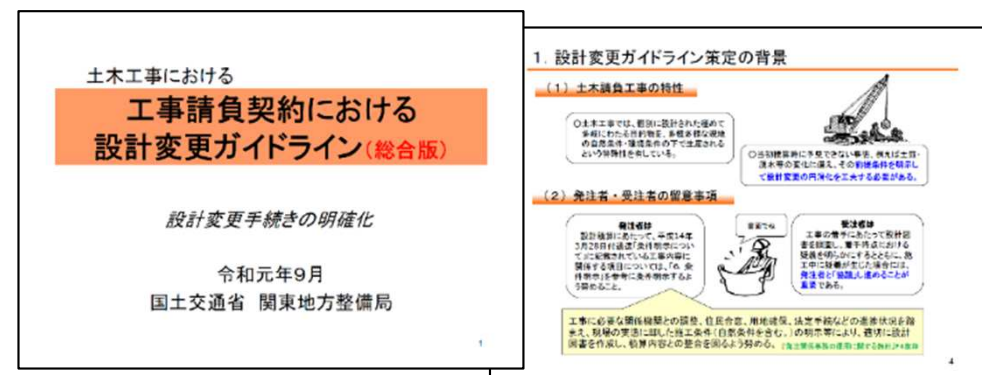
- ・設計変更の定義を明記
- ・押さえておくべきポイントを明確化

③ 「工事一時中止等に係るガイドライン(案)」の見直し

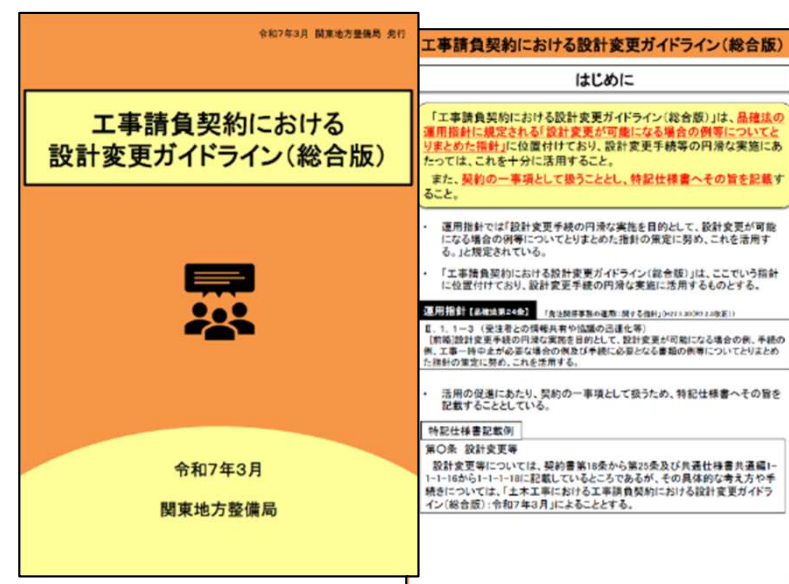
- ・「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について(令和2年2月13日付 通知)」の内容を踏まえ見直し
- ・「工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて」を廃止し、「工事一時中止等に係るガイドライン(案)」に反映

④ 「受発注者間のコミュニケーション」の見直し

- ・「工事現場環境改善(ウィークリースタンス)」を追加



R7.3リニューアル

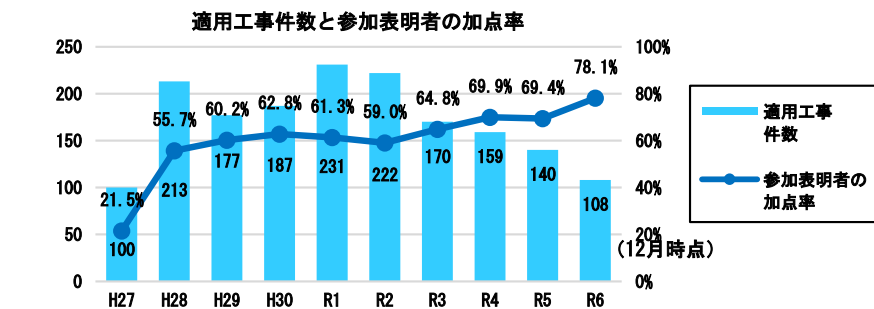


女性技術者・若手技術者の評価見直し

○建設業において極めて少ない、女性技術者単独の評価は、適用数、参加者表明者の加点率も低い。
適用数、参加証明者の加点率が年々、上昇している若手技術者評価と統合し、総合評価として適用しやすくすることで、女性活躍、担い手確保として、女性技術者の活用を推進させる。

<試行工事>

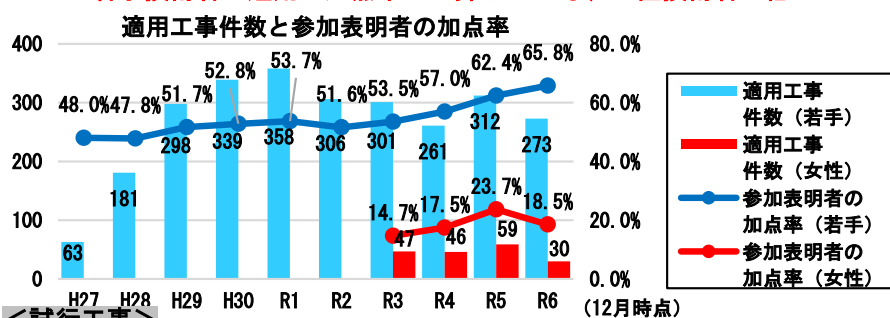
【若手技術者活用評価型】 → 若手技術者の加点率が年々、上昇



自由設定項目

【「若手技術者（35歳以下）の活用及び資格」「女性技術者の活用」】

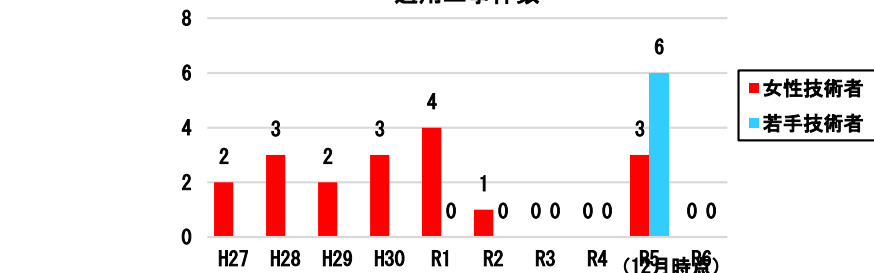
→ 若手技術者の適用・加点率が上昇しつつも、女性技術者は低い



<試行工事>

【女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事】

→ 資格要件は適用数が低い



○自由設定項目

・若手技術者と女性技術者の評価を統合。

※評価を統合した事により、交代要件も若手・女性技術者、いずれかの配置に変更

企業の技術力

- ①工事成績優秀企業認定
- ②優良下請表彰企業の活用
- ③ICT施工技術の活用
- ④ISO認証取得状況
- ⑤難工事施工実績【必須】
- ⑥難工事功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献表彰、災害関連感謝状、新技術活用実績表彰 等
- ⑦インフラDX大賞【最大2点】
- ⑧登録基幹技能者等の活用
- ⑨災害時の基礎的事業継続力(BCP)の認定
- ⑩若手技術者(35歳以下)または女性技術者の活用及び資格
- ⑪「労務費見積み尊重宣言」促進モデル工事
- ⑫本発注工事の工事種別における新規契約の有無
- ⑬その他自由項目

技術者の技術力

- ①資格(As舗装工事は、必須項目)
- ②過去の同種工事の工事経験
- ③継続教育(CPD)の取組状況
- ④難工事施工実績
- ⑤難工事功労表彰、若手・女性技術者奨励賞、事務所独自の功労、貢献表彰等
- ⑥高度マネジメント経験(段階的選抜方式で選択)
- ⑦40歳以下または女性の主任(監理)技術者の配置
- ⑧その他自由項目

快適トイレの「質の向上」を図る積算上の工夫

- 担い手確保の観点から、更なる現場環境改善を図るため、快適トイレの「質の向上」に取り組む。
- 快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率分）を充当する場合には、費用に応じて実施費目数の変更を協議することが可能。（別途、積上計上はしない。）

工事発注

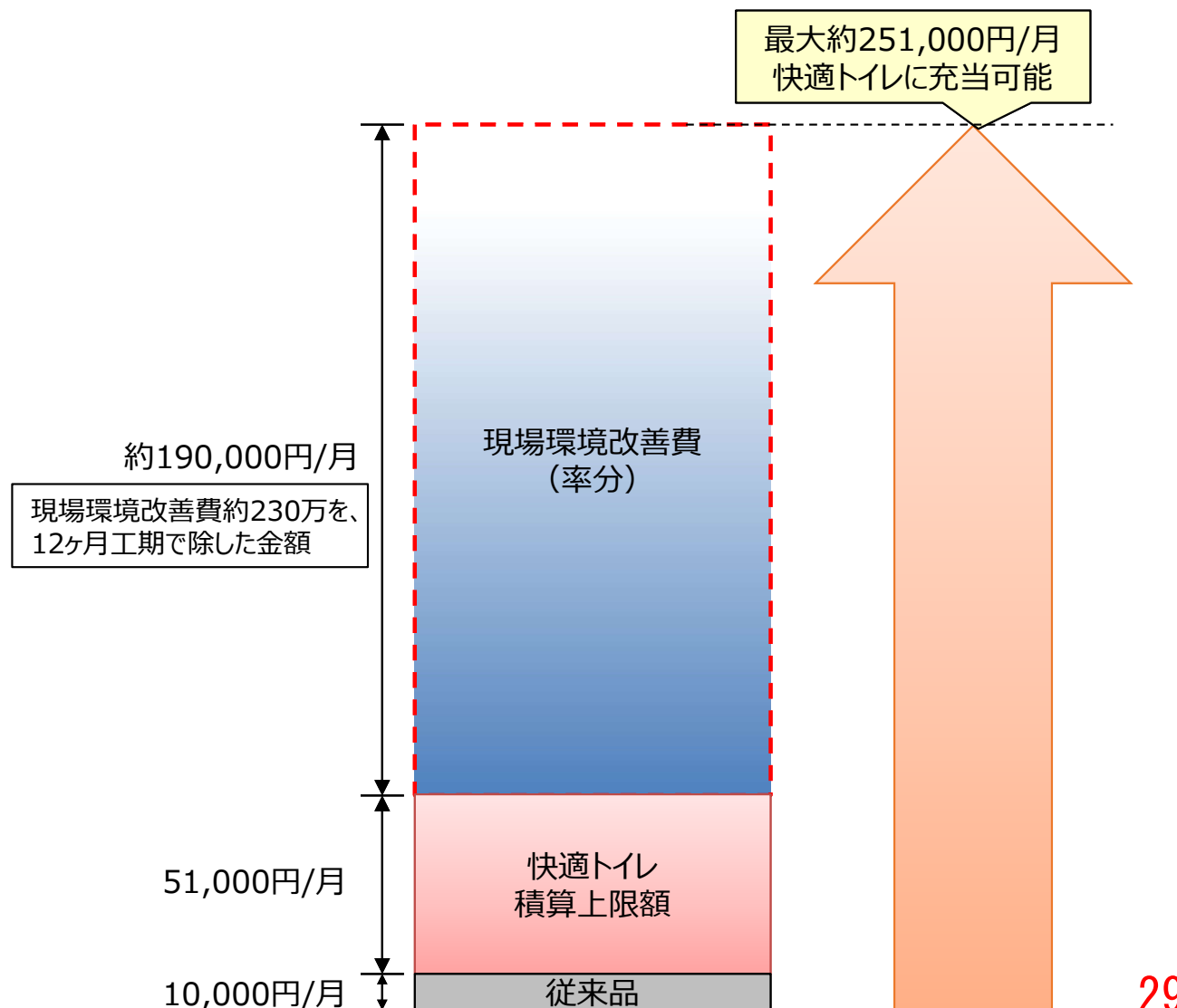
当初の現場環境改善費は、任意の5項目を選択

契約後、受注者が快適トイレの質の向上について、実施の意向があれば、受注者において快適トイレの仕様を決定し、発注者へ協議。

現場環境改善費の選択費目を、**営繕関係を「5.健康関連設備及び厚生施設の充実等」に変更**するとともに、費用に応じて、実施費目数の変更を協議。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

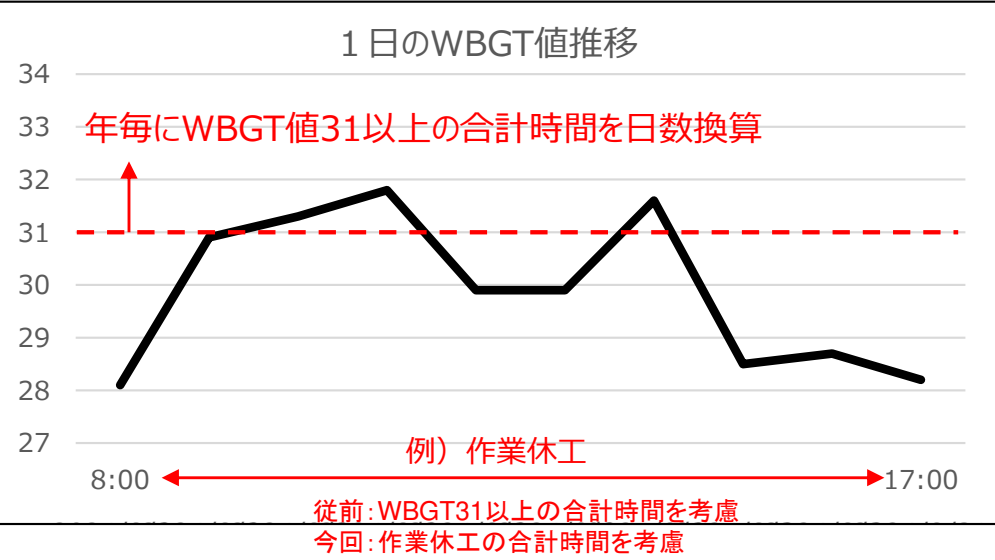
（例）直接工事費1億（現場環境改善費約230万円） 12ヶ月の工期



- 30

- 令和5年度より、「天候等による作業不能日」として、猛暑日日数（年毎にWBGT値31以上の合計時間を日数換算し、5か年分を平均したもの）を雨休率に加味し、工期（官積算）を設定。
- 天候等を理由に、官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、実態に応じて工期変更を行うほか、工期延長日数に応じて精算。

■官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日（猛暑日日数）」



年毎にWBGT値31以上の合計時間を日数換算し、5か年分を平均したものを猛暑日日数として、雨休率に加味。

■実態に応じた工期変更等

実際のWBGT値の時間数に関わらず、猛暑を理由に、官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、実態に応じて工期変更を行うほか、工期延長日数に応じて精算。

■特記仕様書記載例

- 第〇条 工期
1. 工期は、雨天、休日等〇〇日を見込み、契約の翌日から令和〇〇年〇月〇日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	〇日間
②後片付け期間	〇日間
③雨休率（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 実働日数×係数）	〇. 〇
④地元調整等による工事不可期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日	〇日間
⑤ . . .	
⑥ . . .	

- ※雨休率を算出した際の日換算した年間の「天候等による作業不能日」は以下の通りである。
（当該工事の作業不能日ではない。）
- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：〇〇日間
ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：〇〇日間
（少数第1位を四捨五入し整数止めし日数換算した日数）

過去5か年（20〇〇年～20〇〇年）の気象庁（〇〇観測所）及環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況により、工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

【宇都宮国道】猛暑を避けた働き方改革・担い手確保の取組について

- ・建設業は、**猛暑期間での現場**の作業環境などが影響し、**業界の魅力低下**につながり、**働き方改革・担い手確保**について懸念が生じている状況。
- ・これまでも建設業界全体の課題となっていたところ、令和6年12月に開催された、栃木県建設業協会との意見交換時にも、猛暑の現場作業が**若手をリクルートする障害**となっている旨の指摘があり、**官民挙げた猛暑対策**について強い要望を受けた。
(夏にクーラーの無い職場は就職先として敬遠されがち)
- ・宇都宮国道では、手始めとして、熱いアスファルト(敷き均し時は110度以上)を現場で取り扱う、舗装工事において、受発注者間で協議のもと、**猛暑期間(7月、8月)に現場作業を休工**(内業または準備期間)する取り組みを**試行的に実施**。
(舗装工事2工事で試行)
- ・宇都宮国道から**建設業界や社会構造自体を変革させるモデルケース**を目指し、**効果や解決すべき課題**などを引き続き検証していくとともに、**所内各工事へ横展開**するなど、取り組みを**拡大継続中**。

【試行により明らかになったメリット】

- ・働き方 : 熱中症、夏バテの予防等、作業者の**健康管理・体調管理に寄与**。
- ・働き方 : 猛暑期間が夏休みやお盆期間と重なるため、家族との団らん等、**W. L. B(ワークライフバランス)にも寄与**。
- ・品質等 : 舗装の品質上、施工後、舗装温度が50度以下にならないと交通開放できない基準のため、猛暑期間は気温が高く、温度低下が遅く品質管理が難しいことから、猛暑期間を避けて施工することは、**舗装の品質管理にも寄与**。

＜R5年度、R6年度に補正予算で発注した舗装工事(2工事)の例＞

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
全体	★契約									★検査	
A 工区	準備等	舗装工事									
B 工区					準備等	舗装工事	片付				

猛暑期間(7月、8月:現場作業休工)

※参考

試行工事では、下記の取り組みも実施

- ①夜間施工を**昼間施工に変更**
- ②**ICT施工**を実施
(3D起工測量、路面切削半自動)

【現場(受注者、作業者)の声】

- ・会社 : 猛暑期間を避けて工事を実施することにより、**社員の健康管理や働き方改革に寄与**。
- ・会社 : **猛暑期間の現場管理が不要**いため、**会社の社員旅行を秋から7月に変更**し社員全員で参加出来た。
- ・作業者 : 現場作業員も高齢化しており、猛暑期間を避けることは**心身ともに非常に良い取り組み**。
- ・作業者 : **夏休み取得時期の自由度が広がった**ため(従来はお盆シーズンのみ)、繁忙期を避けた夏休み取得が可能。

これを受けて、宇都宮国道では原則、以下を特記仕様書に明示。

「本工事は、働き方改革、熱中症予防の一環として、**猛暑期間(7～8月)の現場施工を回避することについて、監督職員と協議を行うことができる。**」(令和7年7月現在、6工事で試行)

- 小規模工事におけるICT施工活用促進については、これまでも講習会をはじめ、「小規模工事ICT施工活用の手引き（案）」の改訂や同動画版の作成等実務担当者へのICT知識向上のほか、経営者向けのセミナーを関東地方整備局管内都県全域で開催。
- 令和7年度も引き続きこれらの取組を継続し、ICT施工普及強化を推進。

ICT施工 施工講習

R6.7/2,7/23 開催：受講者計：36名



ICT施工 3次元データ作成講習

R6.8/2,9,27,30 開催：受講者計：456名



ICT施工 Webセミナー

R6.7/8～11,10/7～10

R7.1/28～31

開催：受講者計：6,822名



小規模工事ICT施工現場体験会

R6.9/30,10/1：関東技術事務所にて開催

来場者：488名



経営者セミナー

関東地整管内全都県にて開催※



※ R7.2.13 時点：5県にて開催

小規模工事 I C T 施工 取組フォローアップ

小規模工事におけるICT施工の実施率向上に向け、実施率低迷の詳細調査や、導入の課題に対するヒアリングを行い、より具体的な対策を検討

- 経営者セミナーを受けてからの取り組み状況把握
- 簡易的 3次元計測技術の紹介
- 小規模工事への I C T 施工導入の課題ヒアリング

各取り組みの参加者へヒアリングを実施

今後の取組へ反映



更に

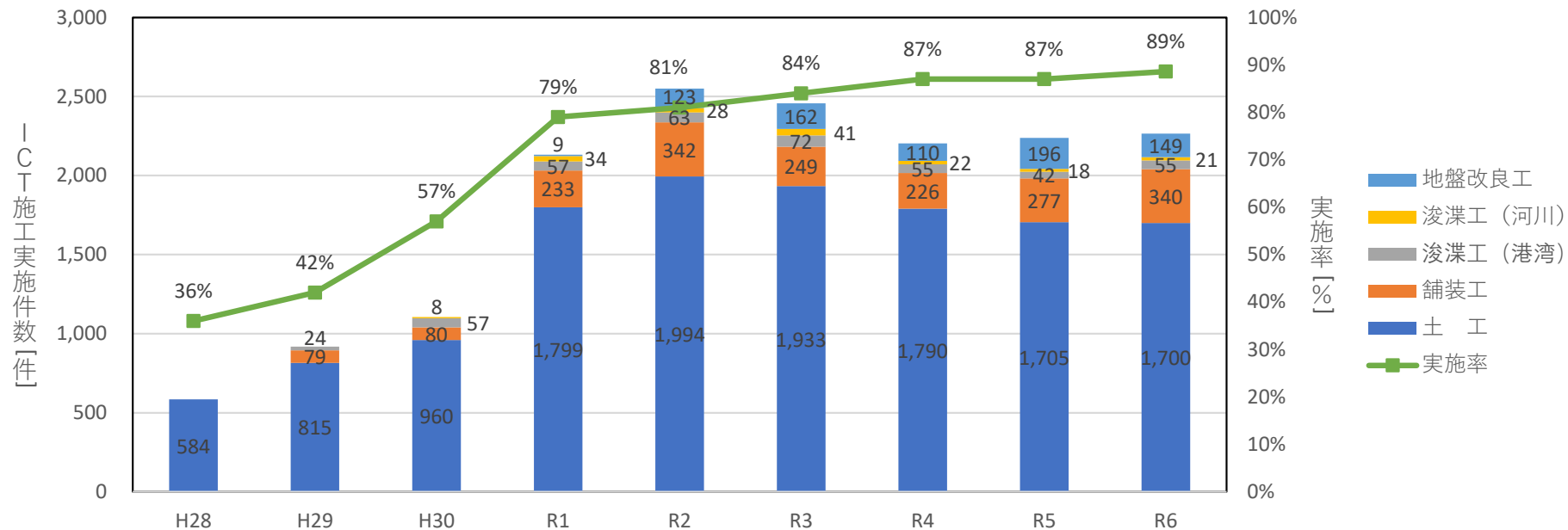
フィードバック

フィードバック

フィードバック

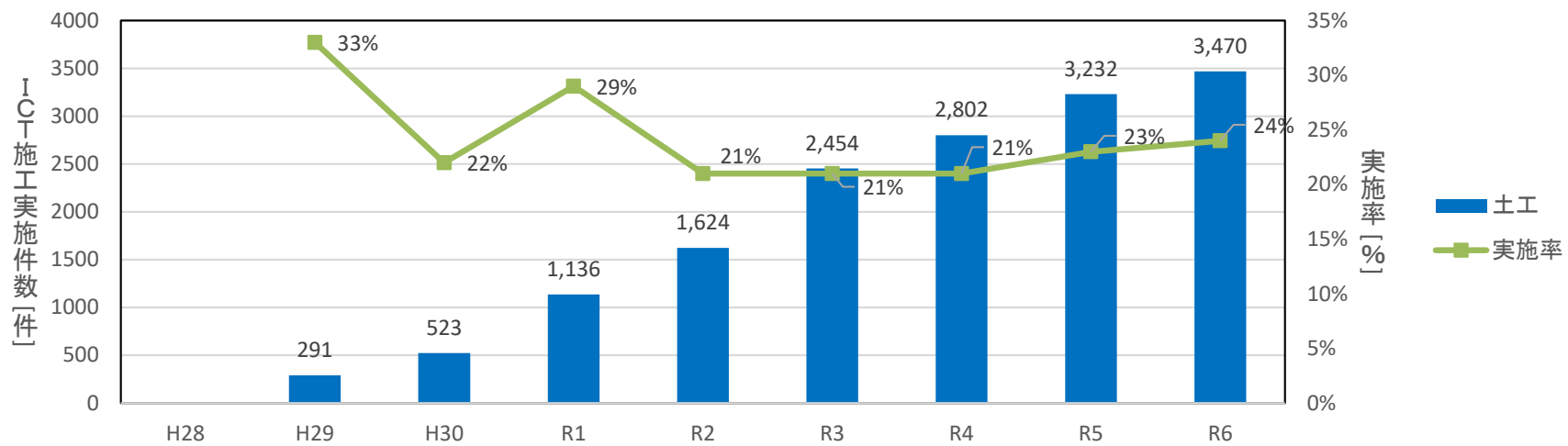
○2024年度における直轄土木工事のICT施工実施率は、公告件数の約9割で実施。
○都道府県・政令市では、ICT土工の対象工事が増え、実施件数も増加している。

＜国土交通省の実施状況＞



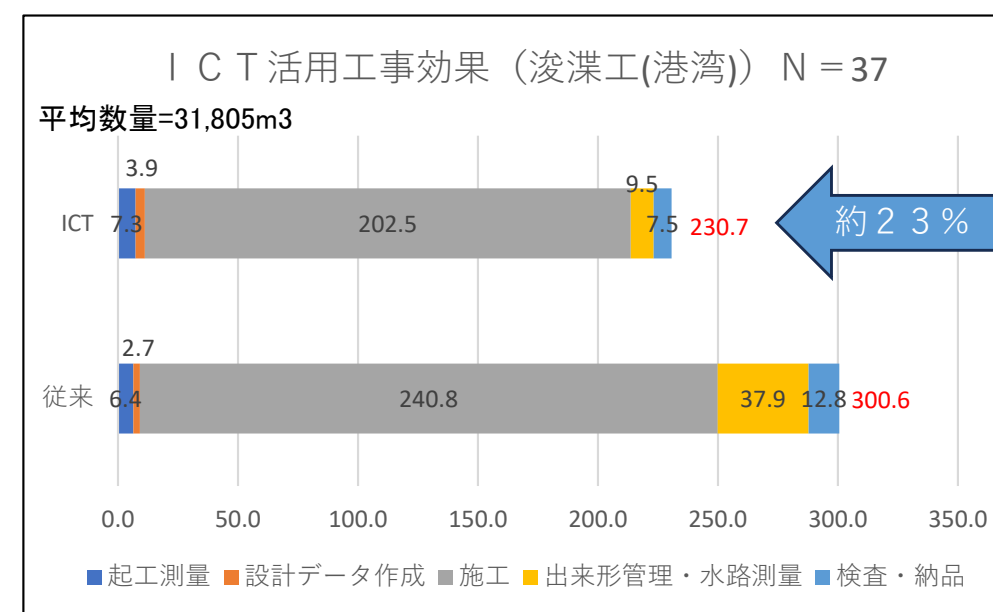
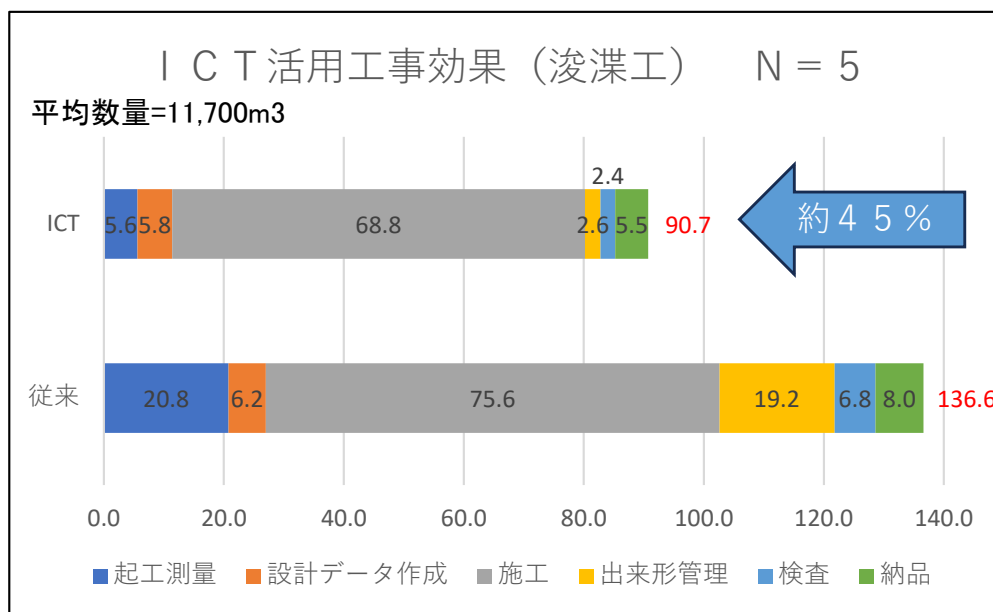
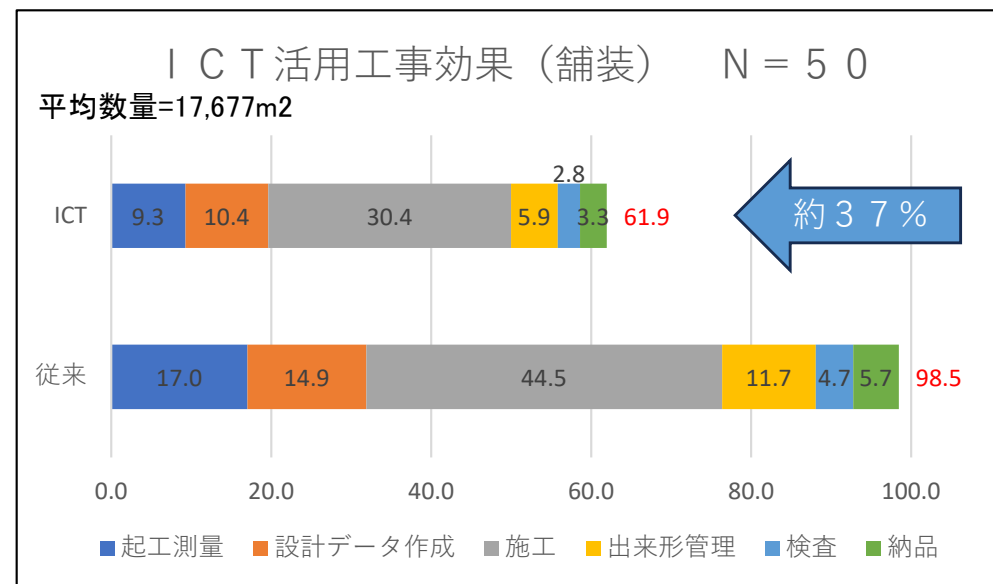
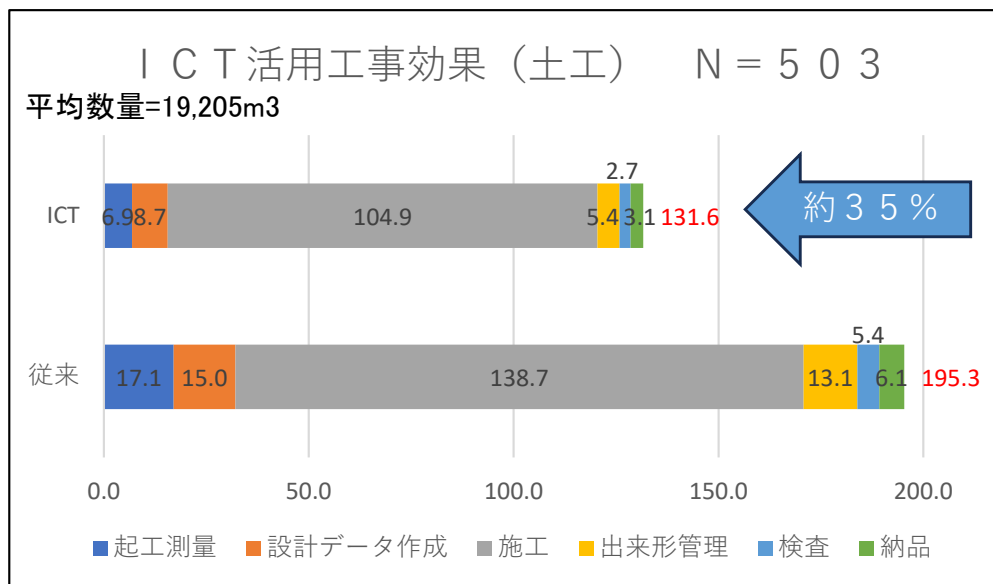
※「実施件数」は、契約済工事におけるICTの取組予定(協議中)を含む件数を集計。
※「実施率」は、ICT活用工事として公告した件数に対する割合
※複数工種を含む工事が存在するため、実施率算定に用いる工事件数は重複を除いている。
※営繕工事を除く。

＜都道府県・政令市の実施状況(ICT土工)＞



ICT施工の活用効果①

令和7年6月27日
ICT導入協議会(第21回)資料抜粋

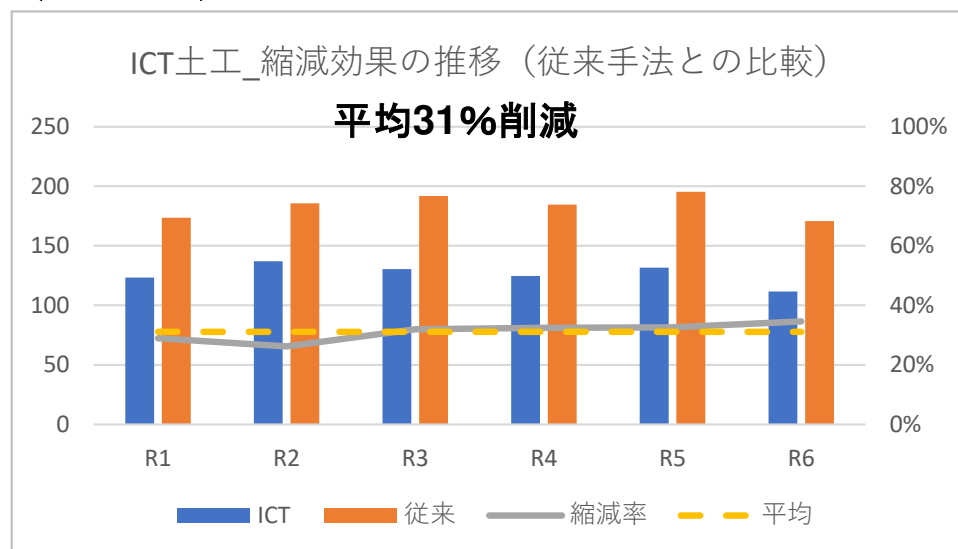


※ 活用効果は施工者へのアンケート調査結果の平均値として算出。
 ※ 従来の労務は施工者の想定値
 ※ 各作業が平行で行われる場合があるため、工事期間の削減率とは異なる。

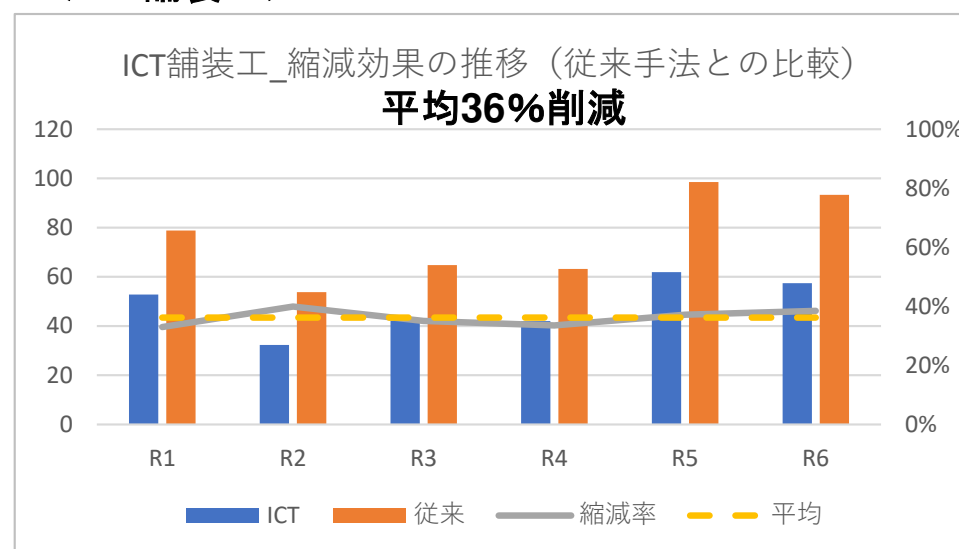
※ ICT浚渫工(港湾)はR6年度の暫定値

- ICT土工及びICT浚渫工(河川)においては、縮減効果が約3割程度、ICT舗装工においては、約3.5割程度で横ばいとなっている。
- ICT浚渫工(港湾)においては、縮減効果が増加。近年2割以上の縮減効果が見られている。

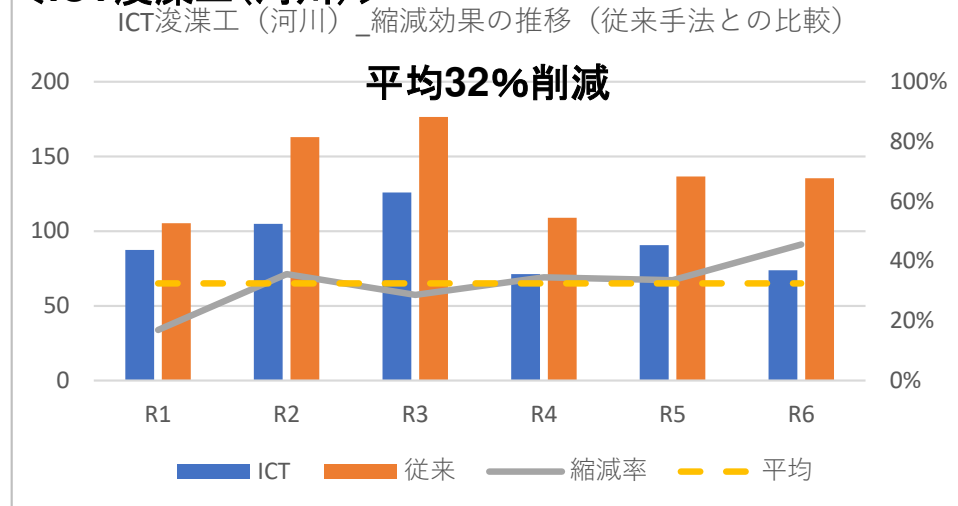
<ICT土工>



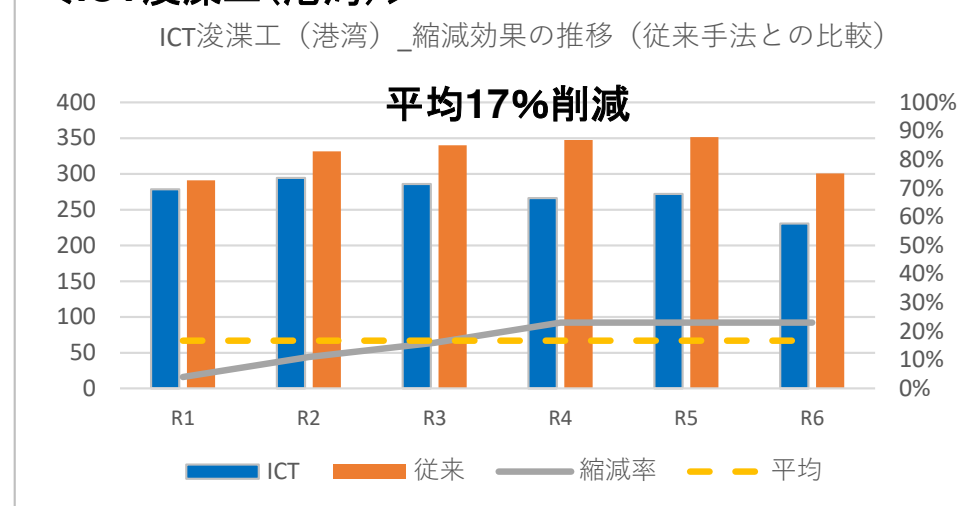
<ICT舗装工>



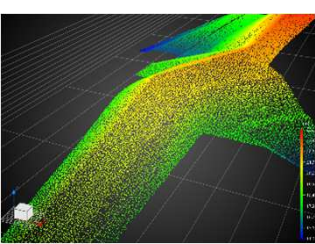
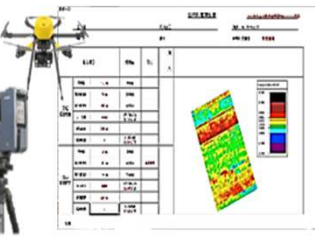
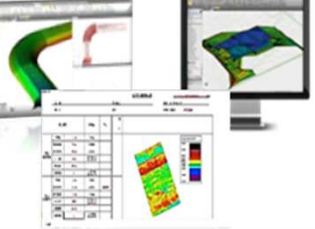
<ICT浚渫工(河川)>



<ICT浚渫工(港湾)>



※ICT浚渫工(港湾)はR6年度の暫定値

施工プロセス(ICT土工の場合)	施工者のメリット	発注者のメリット
①3次元起工 測量 ドローンやTLSによる 高効率な3次元測量 	● 現地確認作業の省人化 ● 広範囲のデータ取得などによる作業時間の短縮 ● 危険個所に立ち入らずに測量可能になることによる安全性の向上	● 課題の早期把握による手戻りの削減 (用地境界の確認、隣接工区とのすりつけ、精緻な数量把握)
②3次元設計 データ作成 発注図書(図面)から 3次元設計データを作成 	● 設計内容を視覚的に把握でき、関係者間での合意形成が容易 ● 変更箇所の可視化による設計変更対応の迅速化 ● 施工数量の迅速な把握	● 視覚的に見せることで、対外的な合意形成が容易
③ICT建設機械 による施工 3次元設計データによりICT 建設機械にて施工(MC/MG) 	● 丁張作業の削減 ● 少人数かつ短時間で施工可能 ● 熟練者でなくても効率的に施工可能 ● 手元作業員不要により安全性が向上	● 工程の短縮 ● 施工品質の均一化
④3次元出来形管 理等の施工管理 出来形管理に3次元計測 技術を活用 	● 帳票作成の省力化・自動化 ● 設計データとの比較が容易 ● 検査の効率化・ペーパーレス化	● 監督検査の効率化 (デジタル化による検査頻度・立会時間・書類の削減)
⑤3次元データ の納品 作成、利用した3次元 データの納品 	● 書類削減による納品の効率化・簡素化	● 維持管理の初期値としての活用

関東地方整備局のi-Construction2.0などの取組状況

令和7年4月21日 関東地方整備局
インフラDX推進本部会議 資料抜粋

i-Construction2.0 ～建設現場のオートメーション化～

- ① 施工のオートメーション化
- ② データ連係のオートメーション化
- ③ 施工管理のオートメーション化

令和6年度実績

セーフティクライマーによる掘削の遠隔施工



R5野門沢上流左岸崩壊地対策工事 中村土建(株)
日光砂防事務所

無人キャリアダンプによる自動運搬



R6地蔵川第一砂防堰堤工事 渡辺建設(株)
利根川水系砂防事務所

遠隔操作式バックホウによる遠隔施工



R6荒川第二調節池池内水路整備その1工事 戸邊建設(株)
荒川調節池工事事務所

自動バックホウによる自動積込



R5霞ヶ浦導水石岡トンネル
(第3工区)新設工事

(株)安藤・間

霞ヶ浦導水工事事務所

R5久慈川右岸頃藤北地区整備工事

東亜建設工業(株)

久慈川緊急治水対策河川事務所

R5東関道清水地区改良工事

大日本土木(株)

R5東関道清水石神地区改良工事

(株)本間組

R5東関道築地地区改良工事

東急建設(株)

常総国道事務所

R5渡良瀬川右岸伊賀袋築堤他工事

河本工業(株)

R6利根川左岸斗合田築堤その1工事

潮田建設(株)

R6利根川(鬼怒川)左岸野木崎築堤その1工事

潮田建設(株)

利根川上流河川事務所

R5国道246号厚木秦野道路
伊勢原第一トンネル工事

(株)安藤・間

川崎国道事務所

運行管理システムを用いた 現場管理の効率化



- ① 施工段取りの最適化
- ② ボトルネックの把握・改善
- ③ 進捗状況等の把握による予実管理
- ④ その他(注意喚起、教育等)

ICT施工Stage II ～現場全体の効率化～

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能
	令和5年度 適用件数 【関東地整】	適用件数 4件	適用件数 21件	適用件数 85件

4. 品確法の改正と運用指針の策定、指標の見直し

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

概要

令和6年6月19日公布・施行
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の概要

運用指針とは: 品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上 **【第3条9項、第8条2,3項】**
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 **【第30条】**
- スライド条項の設定と基準の作成(工事) **【第7条1項13号】**
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体) **【第26条】**
- 国民の関心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体) **【第31条】**

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 **【第7条1項7号】**
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 **【第7条1項8号】**
- 受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用 **【第21条】**
- (災害対応)
- 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等 **【第7条6項】**
- 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 **【第7条1項9号】**
- 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映 **【第7条1項1号】**

3. 新技術の活用等による生産性向上

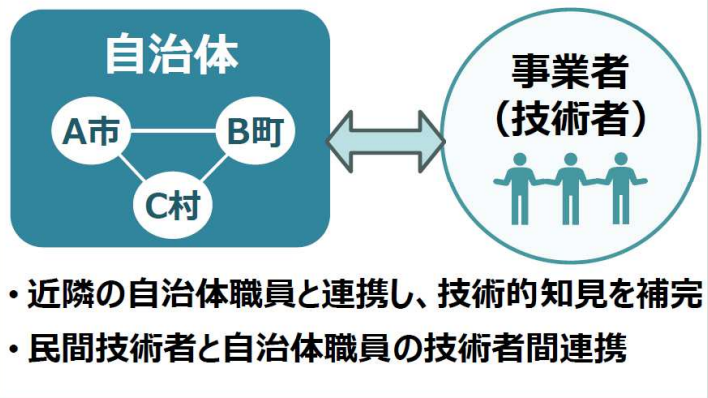
- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ **【第3条13項】**
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 **【第7条1項2,6号】**
- 技術開発の推進(国) **【第3条6項、第29条】**
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国) **【第28条2項】**

4. 公共工事の発注体制の強化

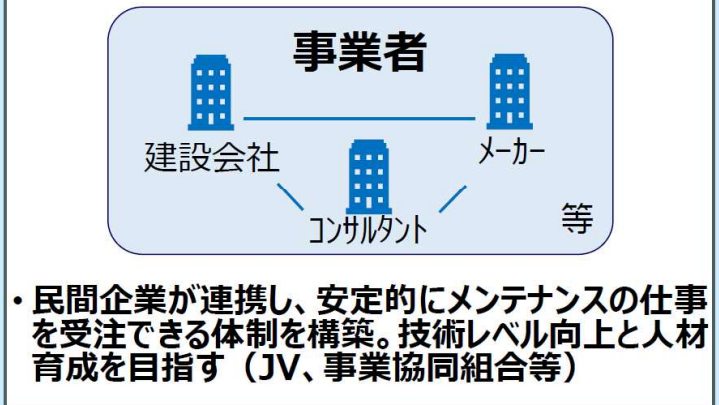
- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 **【第7条7項】**
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県) **【第22条5項】**
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国) **【第23条】**

- 市区町村が抱える課題を踏まえつつ、適確にインフラ機能を発揮させるためには、個別施設のメンテナンスのみならず「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の考え方が重要。
- 群マネは、“人”、“受注”、“発注”の3要素からなる、地域のインフラ群をマネジメントする戦略。

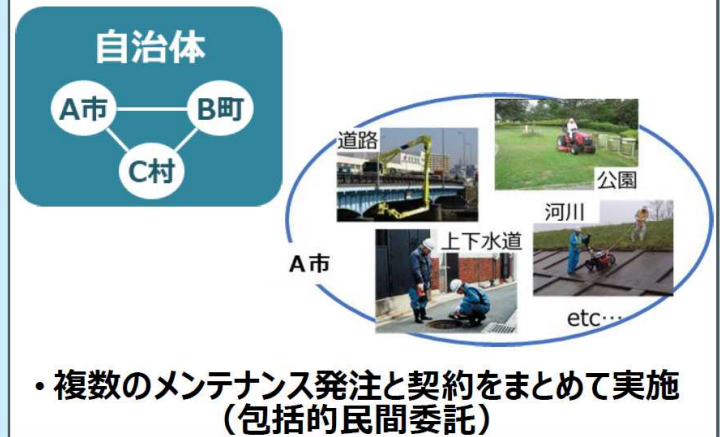
“人”の群マネ



“受注”の群マネ



“発注”の群マネ



期待される効果
スケールメリットや創意工夫により、メンテナンス業務を効率化

自治体職員の直営対応時間の縮減

インフラ管理者として計画・マネジメントに注力

必要なインフラを次世代に引き継ぎ、地域の将来像を実現

維持管理業務の収益性向上

地域建設業の経営安定化・体制確保（人員、資機材等）

インフラメンテナンスの社会的なプレゼンス向上

地域の災害対応力を向上し、地域の安全・安心を実現

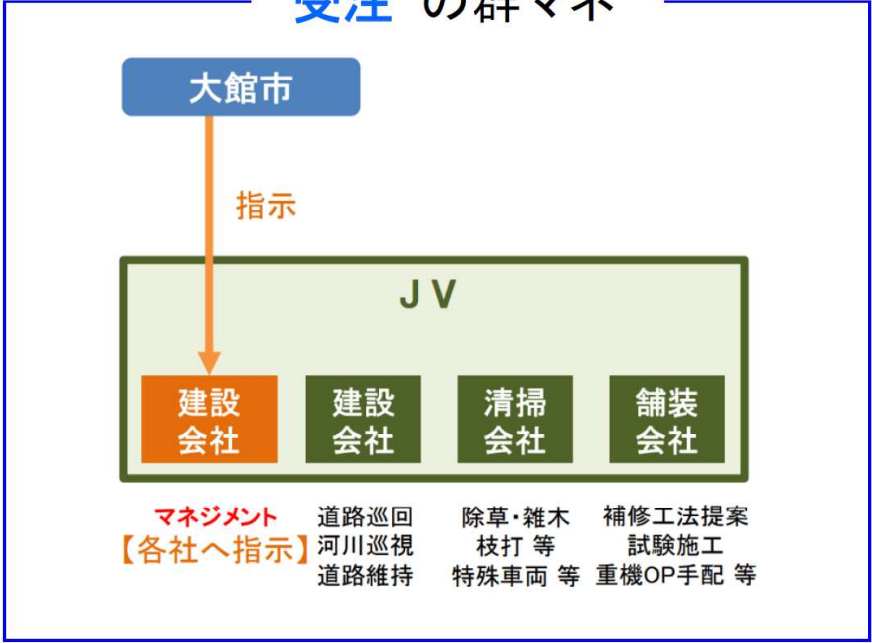
“人”の群マネ

- 奈良県では、市町村の**橋梁補修設計業務**及び**補修工事**を県が**受託する「垂直補完」**を実施
- **市町村が、県土木事務所へ職員を派遣**し、県土木事務所の技術職員の指導を受けながら、発注から監督業務まで一連の現場に携わることで、**技術力の向上**を図り、各市町村へ技術を持ち帰ることで、技術力の不足という課題の解決に向けた取組を行っている

【市町村の職員派遣】



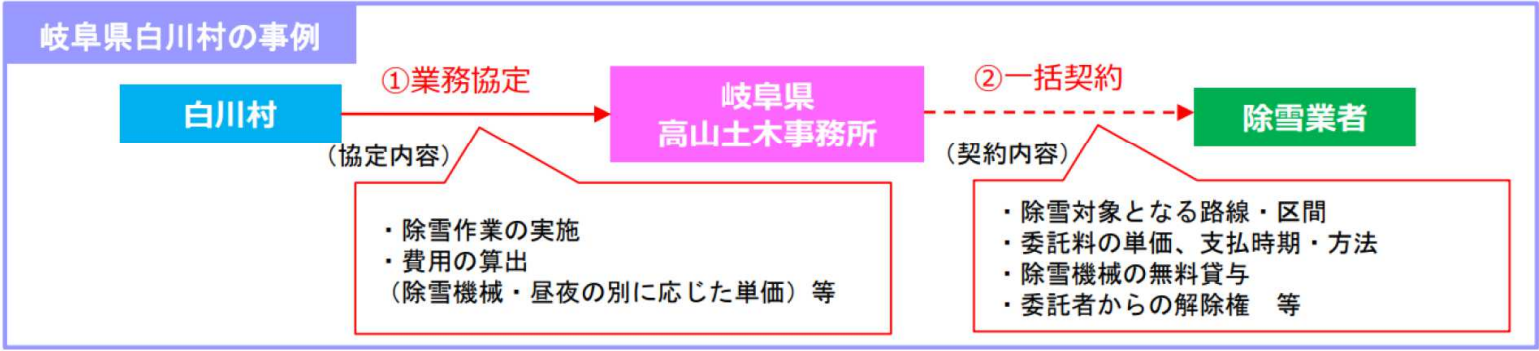
“受注”の群マネ



“発注”の群マネ

白川村（岐阜県） ⇒ 協定締結により実施

- 岐阜県白川村では、除雪作業の効率化を図る観点から、村道の除雪に関する業務の一部について、岐阜県高山土木事務所と協定を結び、同事務所が一括契約



※出典：第32次地方制度調査会第29回専門小委員会資料を一部加工

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 第三次・全国统一指標、関東ブロック独自指標の一覧(工事)

全国统一指標

…… 令和7年6月24日本省記者発表

①地域平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

国・特殊法人等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット)

②週休2日の達成状況(休日の確保)

国・特殊法人等・都道府県・政令市の発注工事の実際の週休2日の達成状況(4週8休以上達成状況)

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※調査対象は、都道府県・政令市は400万円を超える工事(随契除く)、市区町村は200万円を超える工事(随契除く)。

※低入札価格調査基準価格を設定していないが、総合評価方式において入札価格が一定の水準を下回った場合に価格点を低減することでダンピング対策を図っているものを含む。

関東ブロック独自指標(案)

…… 第1回令和7年度関東ブロック発注者協議会幹事会

(令和7年5月20日開催)

④工事書類の簡素化の取り組み状況

(受注者との情報共有、協議の迅速化)

国・特殊法人等・都県・政令市の工事書類の簡素化に関わるガイドライン等の策定、書類の簡素化に関する取り組みの実施状況

⑤情報共有システム(ASP)の導入状況

(情報通信技術を活用した生産性向上)

国・特殊法人等・都県・政令市の情報共有システム(ASP)を導入状況、対象工事の実施状況

⑥市区町村における週休2日制工事の取組

発注機関毎に定めた実施要領に基づき、週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等を実施したうえで、工事発注時に特記仕様書等で週休2日制対象工事であることを明記している工事の割合

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 第三次・全国统一指標、関東ブロック独自指標の一覧(業務)

全国统一指標

・・・ 令和7年6月24日本省記者発表

①地域平準化率(履行期限の分散)

国・特殊法人等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)

都道府県・政令市・**市区町村**の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント業務を対象

※都道府県、政令市は**200万円**を超える業務、市区町村は**100万円**を超える業務(随契除く)。

関東ブロック独自指標(案)

・・・第1回令和7年度関東ブロック発注者協議会幹事会

(令和7年5月20日開催)

③ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)

国・特殊法人等・都県・政令市の発注工事に対する業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか

5. 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)

国土形成計画＝ 国土形成計画法に基づく、国土の利用、整備、保全(「国土の形成」)を推進するための総合的かつ基本的な計画

目的:現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現

計画期間:2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間

国土形成計画(全国計画) (閣議決定)

国による明確な国土及び国民生活の姿の提示
(国の責務の明確化)

※国土形成計画(全国計画)は、国土利用計画(全国計画)と一体のものとして定めることとされている。



国土形成計画(首都圏広域地方計画) (国土交通大臣決定)

首都圏の区域において、国と都県等が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して、広域の見地から必要とされる主要な施策を策定

※関係する国の地方支分部局、都県、指定都市、市町村・経済団体等が対等な立場で協議する場(首都圏広域地方計画協議会)を組織

新たな首都圏広域地方計画 今後のスケジュール(想定)

令和5年7月 第三次 国土形成計画
閣議決定

令和5年7月 「基本的な考え方」公表

令和6年12月 「中間とりまとめ(素案)」公表

令和7年秋頃 「中間とりまとめ(案)」公表

令和8年3月頃 国土交通大臣決定



[首都圏広域地方計画協議会]

国の地方行政機関、
都県、指定都市、
市町村団体、経済団体
全38団体で構成

【危機】

世界の中での我が国の首都圏の
地位の低下

首都圏の強みを伸ばすPJ

- イノベーション拠点形成PJ
- 広域的な交通インフラを活用した地域連携PJ
- 「四方よし」をめざす観光文化PJ

【危機】

都市への集中と集積に伴う
巨大災害のリスク

巨大災害に対応するPJ

- 首都圏強靱化施策の展開PJ
- 様々な主体による地域強靱化PJ
- 流域治水と安全な土地利用・空間の形成PJ

- 働きやすく働きがいを持てる首都圏創造PJ
- DXによる統合的な国土マネジメントPJ
- 広域インフラ充実・強化PJ

“グリーンメトロポリス”実現PJ

- エネルギーの安定化・温室効果ガス排出削減PJ
- 農業の生産性向上・環境負荷低減PJ
- 多様なみどりの保全・創出・ネットワーク化PJ

【危機】

エネルギー・食料確保のリスクと
生態系への影響

多様で“ゆたかな”暮らしの創造PJ

- 二地域居住・交流人口拡大PJ
- こどもどまんなかPJ
- 地域生活圏の形成・持続可能な地域PJ

【危機】

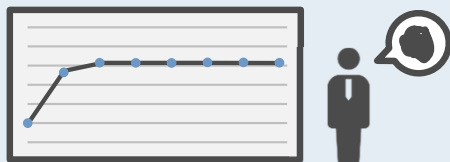
少子化の深刻化・人口の地域偏在

首都圏民による危機感の共有と
取組への共感から始まる参加・貢献

首都圏広域地方計画に関する有識者懇談会における議論の整理から「4つの危機」に着目

● 世界の中での我が国の地位低下

➡ 国民1人当たりGDPがG7で最下位



➡ ジェンダーギャップ指数がG7で最下位



など

● 都市への集中と集積に伴う巨大災害のリスク

➡ 人口の88%が災害リスクエリア内に居住



➡ 首都直下地震では最大約695万人の帰宅困難者が想定



など

● エネルギー・食料確保のリスクと生態系への影響

➡ 「みどり」の総量が減少傾向



➡ 食料自給率が29%と低い



など

● 少子化の深刻化・人口の地域偏在

➡ 地方部で様々な生活サービスが維持困難



➡ 2050年に向け生産年齢人口が471万人減少



など

建設産業行政の最近の動き



国土交通省関東地方整備局建政部

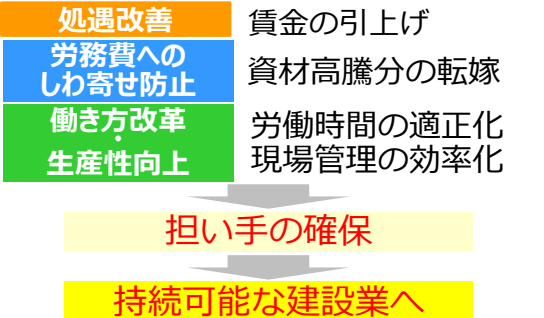
建設業法の改正について

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

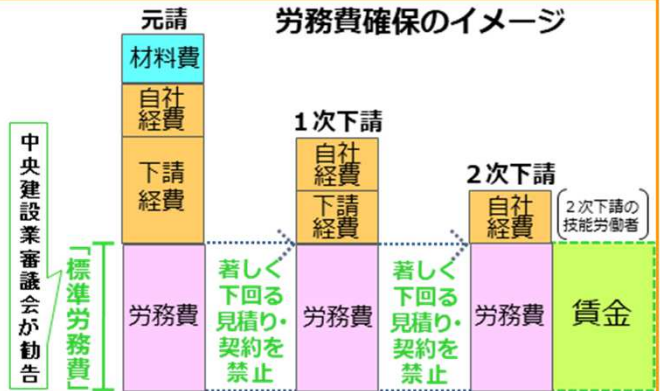
- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)
全産業 508万円/年 (▲15.0%) 1,956時間/年 (+3.1%)
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

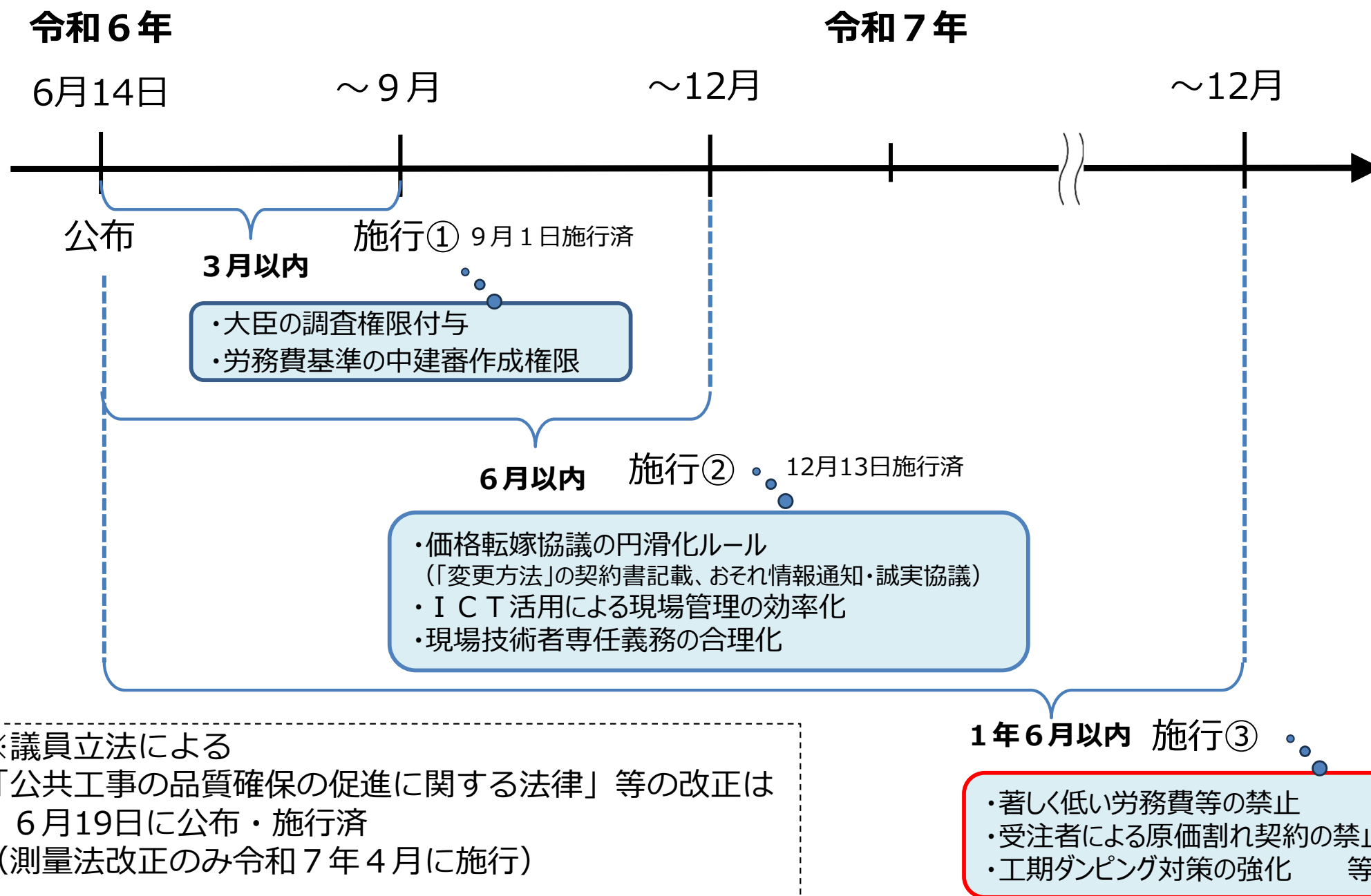
- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

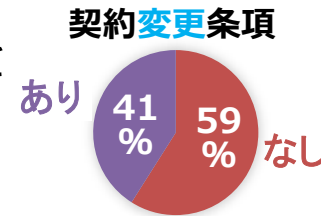


建設業法・入契法



契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**

契約書(イメージ)
第○条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者**は、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



「**変更方法**」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な協議に努力



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

令和6年12月からの施行に際して、制度運用上の留意点をとまとめたガイドライン*を公表

【契約前】

契約書(イメージ)

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。



注文者

「資材高騰等のおそれ」
通知する義務



受注者

資材高騰等が顕在化したとき

【契約後】



注文者

「変更方法」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な協議の努力



受注者

なお、事前通知がなかったことのみでは、
協議を拒む理由にはならない
⇒契約上の「変更方法」に基づき適切に協議

*建設業法令遵守ガイドライン *発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項に

「契約変更を認めない」契約も、契約書の法定記載事項として認められない

おそれ情報の通知(受注者)

契約前に、**資材高騰等のリスク**を注文者・受注者の**双方**が共有

⇒契約後、実際に発生した場合の変更協議を円滑化

【「おそれ」情報の具体的内容】

天災などの自然的又は人為的な事象により生じる、

- ・ **主要な資機材の供給の不足／遅延**又は**資機材の価格の高騰**
- ・ 特定の工種における**労務の供給の不足**又は**価格の高騰**

※契約時に未発生の自然的事象に起因する事象については、発生の蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

【「おそれ」情報の通知方法】

- ・ 受注者の通常の事業活動において把握できる、**一定の客観性を有する統計資料等**に裏付けられた情報が根拠

※国や業界団体の統計資料、報道記事、下請業者・資材業者の記者発表など

- ・ **書面又はメール等の電磁的方法**により、**見積書交付等のタイミング**で通知

誠実協議 (注文者)

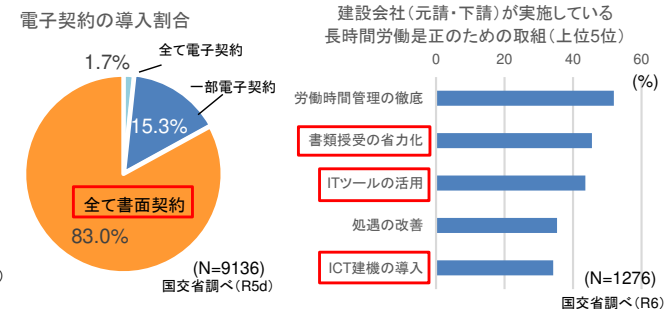
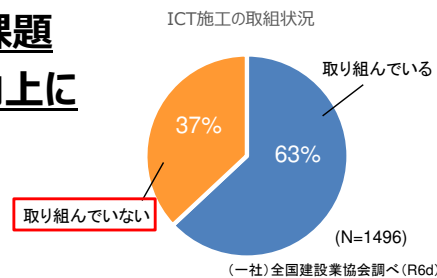
注文者は、受注者の協議申出に対して、協議のテーブルに着いたうえで、
変更可否について説明する必要

【「誠実」に協議に応じていないと思われる例】

- ・ 協議の開始自体を正当な理由なく**拒絶**
- ・ 協議の申出後、合理的な期間以上に協議開始を**あえて遅延**
- ・ 受注者の主張を一方的に否定or十分に聞き取らずに**協議を打ち切る**

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可欠**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



第三次・担い手3法

- ① ICT活用による現場管理を努力義務化(特定建設業者・公共工事受注者)
- ② ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化(元請)
- ③ ICTを活用した現場管理の指針作成(国)
- ④ 公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等(公共工事発注者)

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

ICT指針の概要

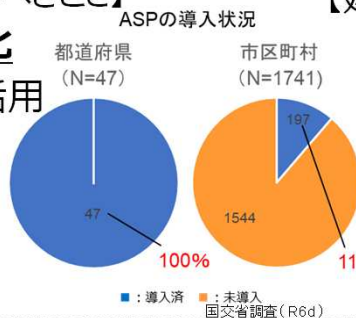
〈主なポイント〉

- 建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題
- 特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠
- 建設業者間での共同での新技術の開発・研究の促進による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- ・ 元請・下請間の書類等のやり取りの合理化
- ・ CCUS、建退共電子申請方式の積極的活用
- ・ 電子契約等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事におけるASPの積極的活用、書類の簡素化が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

＜留意点(例)＞

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上



ウェアラブルカメラ



3Dレーザースキャナ

第1 本指針の基本的考え方

1 背景

2 本指針の適用範囲

⇒特定建設業者・公共工事受注者のみならず、発注者・工事監理者
・設計者等工事に携わる全ての関係者の理解が不可欠

3 本指針の目的と目指すべき方向性

⇒建設業界全体のICT活用に係る取組状況の底上げ、技術革新を踏まえた
知見のアップデート、共同研究・開発、セキュリティ対策徹底 等

4 建設現場におけるICT活用に向けたアプローチ

第2 工事施工の管理（バックオフィス）に関するICT活用に関する措置

1 工事施工の管理に関する法令等による規定

2 工事施工管理の効率化に向けて取り組むことが望ましい事項

(1) 施工管理システムの積極的な活用

⇒元請・下請間の書類やり取りの合理化 等

(2) CCUSの活用促進

⇒CCUSへの登録、就業履歴蓄積等の一層の推進 等

(3) 建設業退職金共済制度における電子申請方式の積極的な活用

⇒電子申請方式の活用による確実な掛金納付・退職金支給、事務軽減 等

(4) 電子入札・電子契約の積極的な活用等

⇒発注者側や元請業者の理解増進CI-NETの活用 等

(5) 公共工事における取組の推進

⇒工事関係書類の様式統一、簡素化・電子化、ASP活用 等



◆橋梁下部工事、工期：約14ヶ月 全体約360cm



第3 工事施工（建設現場）におけるICT活用に関する措置

1 ICT活用において留意すべき観点

- ①工事工程全体を俯瞰したICT導入効果の最大化
- ②工事成果物に求められる精度を勘案した適切なICTの選択
- ③下請業者や建設業者間における連携・協働によるICT活用の推進
- ④ICT活用に係る技術者及び技能者の技能の向上
- ⑤データ連携による総合力の発揮

2 ICT導入の具体例

- ①ドローン
- ②トータルステーション
- ③3Dスキャナ
- ④BIM/CIM
- ⑤ウェブカメラ・ウェアラブルカメラ
- ⑥電子小黑板
- ⑦建設用ロボット等



ドローン



3Dスキャナ



BIMモデルの活用



現行		改正後
原則専任	請負金額 1億円(2億円)	原則専任
	4500万円 (9000万円)※1	情報通信機器の 活用等による 兼任制度の新設※2
専任不要		専任不要

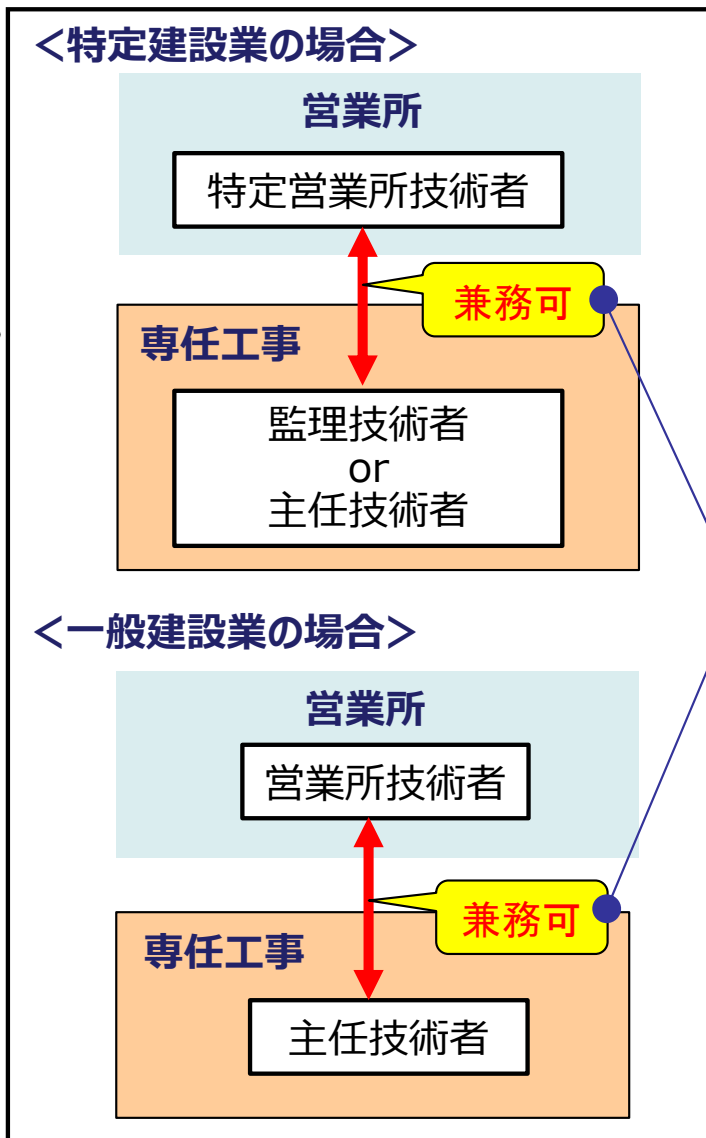
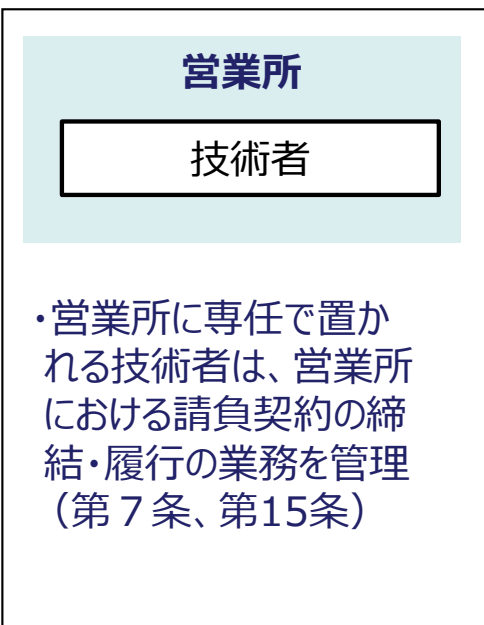
()は建築一式工事

⑧現場状況の確認のための情報通信機器の設置(省令)

59

法改正事項：現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化（営業所技術者等の専任現場兼務）

○営業所毎に専任で置くことが求められている者（営業所技術者等）に関して、
今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施（建設業法第26条の5）



【兼任の要件】（全てに適用する必要）

①請負金額（政令）

1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満

②兼任現場数（政令）

2工事現場以下

③工事現場間の距離（省令）

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

④下請次数（省令）

3次まで

⑤連絡員の配置（省令）

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置

（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）

⑥施工体制を確認する情報通信技術の措置（省令）

⑦人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）

（補足）計画書の参考様式を国土交通省HPに掲載

⑧現場状況の確認のための情報通信機器の設置（省令）

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書（現場技術者の兼務）を併用することは不可

- 第三次・担い手3法（令和6年改正）により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされたことを踏まえ、労務費の基準の活用方法及び作成のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議論することとする。

委 員

（学識者等）

榎並 友理子（日本アイ・ビー・エム(株)執行役員テクノロジー事業本部製統括本部長）
恵羅 さとみ（法政大学社会学部准教授）
大森 有理（弁護士）
座長 小澤 一雅（政策研究大学院大学教授）
楠 茂樹（筑波大学人文社会系教授）
佐藤 あいさ（パシフィックコンサルタンツ(株)事務管理センター副センター長）
西野 佐弥香（京都大学大学院工学研究科准教授）
長谷部 康幸（全国建設労働組合総連合賃金対策部長）
堀田 昌英（東京大学大学院工学系研究科教授）
前田 伸子（(公社)日本建築積算協会専務理事）

（受注者側）

青木 富三雄（(一社)住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長）
荒木 雷太（(一社)岡山県建設業協会会長・(一社)全国建設業協会元副会長）
岩田 正吾（(一社)建設産業専門団体連合会会長）
白石 一尚（(一社)日本建設業連合会人材確保・育成部会長）
土志田 領司（(一社)全国中小建設業協会会長）

（発注者側）

佐々木 隆一（三菱地所(株)企画調査部長・(一社)不動産協会企画委員会委員長）
丸山 優子（(株)山下PMC代表取締役社長）
三宅 雅崇（東京都財務局技術管理担当部長）
渡辺 直（松戸市建設部長）
渡邊 美樹（(独)都市再生機構本社監査室長）

※50音順・敬称略・
令和7年6月3日現在

主な論点

○「労務費の基準」の実効性確保について

- ・ 契約段階における実効性確保
- ・ 労務費・賃金の支払いの実効性確保
- ・ 公共発注者による実効性確保

○「労務費の基準」の作成について

- ・ 基準の計算方法
- ・ 基準の作成単位（都道府県別につくるか等）
- ・ 基準の改定（頻度等）

スケジュール

令和6年9月10日	第1回WG開催【済】
11月6日	第2回WG開催【済】
12月26日	第3回WG開催【済】
令和7年2月26日	第4回WG開催【済】
3月5日	第5回WG開催【済】
3月26日	第6回WG開催【済】
5月8日	第7回WG開催【済】
6月3日	第8回WG開催【済】
8月6日	第9回WG開催【済】
9月18日	第10回WG開催【済】

（以降、議論の進捗状況に応じてWGを随時開催）

令和7年11月頃までに中央建設業審議会にて労務費の基準の勧告

労務費の基準の「実効性確保」の全体像

11月6日 第2回
労務費の基準WG
にて議論

発注者

元請

1次下請

2次下請

技能者

実効性確保に
必要なこと

各契約段階(※)で、適正水準の労務費を確保する

※発注者－元請、元請－1次下請、1次下請－2次下請・・

もらったら払う(上流から下流へ
価格が決まる)のではなく、
適正水準を積み上げる(下流から
上流へ価格が決まる)形に。

適正水準の労務費を下請に、賃金を技能者にまで行き渡らせる

取組の方向性(案)

- ① 労務費・必要経費を内訳明示した見積書の提出・尊重を商慣行化
- ② 技能者の処遇改善に取り組む企業が競争上不利にならない環境整備
- ③ ①②についてルールに反する行為の検証

- ⑤ 適正な労務費・賃金の支払いについて契約上で担保する取組の定着
- ⑥ 技能者への賃金支払い状況が把握できる仕組みの構築
- ⑦ ⑤⑥についてルールに反する行為の検証

④・⑧公共工事の特性を踏まえた対応

(1)「労務費の基準」の計算方法

- 労務費の基準については、工事の完成を請け負うという請負契約の労務費の目安として、**労務単価（円/人日（8時間））×歩掛（人日/単位あたり施工量）の計算式によって単位施工量あたりの労務費として示す**ことを基本とする。
- その際、**労務単価については、公共工事設計労務単価を適用**する。
（賃金相当分以外の「雇用に必要な経費」についても、これまで国として確保の取組を推進してきた、社会保険の法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金、安全衛生経費などを中心に、その取扱いについて引き続き整理し、公表時において明示、周知徹底する。）
- **歩掛については、国交省直轄工事で用いられている歩掛**（土木工事標準歩掛、公共建築工事における歩掛）**を活用**する。
ただし、**公的な歩掛が把握されていない戸建住宅等**については、住宅関係の団体等と意見交換を行い、**対応方針を検討**する。
（工事規模を始めとする施工条件によって適切な歩掛は異なるため、労務費の基準を公表する際に、適用した歩掛を適用条件を含めて明示するとともに、個々の建設工事において、当該工事の施工条件や建設業者の施工能力に応じて適切な値を当てはめて見積りを行うべきことを周知徹底する。）
- 上記の考え方に沿って、労務費の基準（素案）の作成に向けた職種別の意見交換を開始するが、その意見交換の中で、**上記の考え方について不都合が生じた場合には、適時見直しを行う。**

(2)「労務費の基準」の作成単位

- 細分化は最小限にとどめるという基本方針を踏まえ、**基本的に、規格・仕様（※）ごとに労務費の基準を作成することはしない**ものとする。
※たとえば、建築の型枠工事においては、「ラーメン構造階高3．5～4．0m程度」、「ラーメン構造階高2．8m程度」等の規格・仕様ごとに分かれる。
- その上で、建築と土木を区別するか、工種をどの程度区別するか等については、**職種別の意見交換において、具体的な細分化の程度を検討**する。
（労務費の基準を公表する際に工種や規格、工事規模等の仮定条件を明示するとともに、個々の建設工事において条件が異なる場合には適正額も異なることをガイドライン等で示す。）
- 技能者の経験・技能に応じた賃金の支払いについては、基準そのものをCCUSレベル別に作成するのではなく、特殊な技能が必要な工種について別カテゴリーで労務費の基準を作成することを検討するとともに、制度全体の「行き渡り」の仕組みの中で他の手段により担保する。

(3)「労務費の基準」の改定

- 個々の請負契約時において**受注者側による適切な見積り**がなされるよう促すことを前提として、**更新については基本的に年1回（公共工事設計労務単価や標準歩掛の改定と連動した更新）**とすることを基本として、**引き続き検討**を行う。

- 元請企業、下請企業、発注者を対象として80社に対して、直近事業年度に完成した工事における注文者及び下請との取引状況について調査を実施
- 第三次・担い手3法の改正を踏まえ、労務費見積（著しく低い労務費見積提出及び変更依頼の禁止）、工期設定（受発注者間における工期ダンピングの禁止）、価格転嫁（契約変更条項の明記など）が主な確認事項

	確認された事象	原因	指摘事項
労務費見積	- 見積書において、<u>労務費などの内訳が明示されていない</u> - 民間工事では、<u>労務費の見積もりにおいて公共工事設計労務単価などの最新の市場単価が参照されていない</u>	- 標準見積書など内訳明示された見積書を活用することが定着していない - 民間工事という理由のみをもって、最新の市場価格となり得る公共工事設計労務単価などの労務費の目安が参照されていない	- 標準見積書を活用して、<u>労務費や材料費について内訳明示を行うこと</u> - 標準労務費は<u>公共工事設計労務単価</u>を元に作成が検討されていることを踏まえ、<u>労務費見積にあたっては同単価を参照すること</u>
工期設定	- 工期に関する基準と照らし合わせて、<u>同基準を踏まえた工期設定となっていることの確認が行われていない</u> - 見積依頼書において、<u>4週8休や猛暑日の考慮が条件明示されていない</u> - 現場に従事する作業員が<u>時間外労働規制を超えるような労働時間となっている</u>	- 工期に関する基準が参照されておらず、工事ごとに基準へ適合していることを確認する考え方が定着していない 4週8休や猛暑日の考慮を受注者側の判断に委ねている - 設計や前工事の遅れなど、受注者側に責がない場合でも工期延長が協議されていない	- 工期に関する基準を踏まえた工期設定がされていることを確認できる<u>チェックリストなどの活用を行うこと</u> - 見積依頼書に、<u>4週8休等を前提とした条件明示を行うこと</u> - 労働基準法を遵守して、<u>時間外労働規制に抵触しないような工期設定を行うこと</u>
価格転嫁	- 契約書に<u>変更契約に関する条項の記載がない</u> - 物価変動等による<u>諸費用の上昇分について、契約変更に至らない</u> - 注文者と受注者の間で、<u>価格協議の交渉過程の記録作成や書類保管がされていない</u>	- 建設工事標準請負契約約款が活用されていない - 受注者が注文者側へ上昇のおそれについて<u>予め説明が行われていない</u> - 協議や交渉記録を作成、保管する習慣が定着していない	<u>建設工事標準請負契約約款を活用し、変更契約条項を明記すること</u> - 受注者は<u>公表された統計等を基に予め情報提供し、注文者は協議の際に応じる</u>こと - 協議過程でやり取りのあった見積書等の<u>交渉記録の保管などに努めること</u>

適正な工期確保の推進

「工期に関する基準」改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
- ・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。
※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因**
- (2) **休日・法定外労働時間**
- (3) イベント
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) **労働・安全衛生**
- (9) 工期変更
- (10) その他

- ・**自然要因（猛暑日）における不稼働**を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について（優良事例集）

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

関東地方整備局では、令和6年4月から適用された罰則付き時間外労働規制をはじめとした働き方改革について、令和5年度から引き続き厚生労働省との連携しながら建設業関係団体と意見交換等を行い、働き方改革が推進されるよう主に以下の取組を実施しており、令和7年度も継続して実施。

厚生労働省の取り組みに国土交通省が参画

① 建設業関係労働時間削減推進協議会の開催

- 各都県労働局が事務局となり、令和5年度より、1都8県で建設業労働時間削減推進協議会を開催
- 労働局、地方整備局をはじめ、都県、政令市、特殊会社などの各発注機関、建設業団体などが構成員
- 各構成員のそれぞれの取組状況を確認し、発注者、関係団体、行政機関が緊密に連携し、各都県の建設業における時間外労働の削減、働き方改革の推進を図ることを目的としている
- 令和7年度においても継続して実施。今年度は特に民間発注者団体に対して、時間外労働の削減や適正な工期設定等について、各構成員が連携し働きかけを実施していく予定

【R7年度の各地の開催実績】 ※ ☆印は民間発注者団体（商工会・経営者協会等）参加協議会

東京	R7.5.19	☆千葉	R7.6.13	☆長野	R7.6.16	☆群馬	R7.6.18	山梨	R7.6.20
☆栃木	R7.6.23	☆神奈川	R7.6.24	埼玉	R7.6.25	茨城	R7.7.3		

② 建設企業に対する労働時間等説明会の開催

- 各地の労働基準監督署が事務局となり、建設企業を対象とした改正労働基準法の説明会を開催
- 令和6年度は「適正工期ガイドブック」及び説明動画資料を提供。令和7年度においても順次実施

③ 管内労働局との連名文書の発出

- 各都県内区市町村及び主要民間団体へ働き方改革等の実現に向けた協力依頼文書を発出

【連名文書発出状況】 ※ 栃木は建設業関係労働時間削減推進協議会名で文書発出予定

茨城	R7.9.22	栃木	調整中	群馬	R7.10予定	埼玉	R7.9.1	千葉	R7.8.4
東京	R7.5.13	神奈川	調整中	山梨	R7.10予定	長野	R7.8.26		

入札契約適正化キャラバン（各地方整備局等）

- 各地方整備局等において、入札契約の取組が遅れている市区町村に対し、個別訪問による働きかけを実施（全国10ブロック、地方整備局等单位）。
 - 令和7年度は週休2日工事の実施を重点テーマに、約100団体に対して実施（令和7年9月～）。
- 注）重点テーマは毎年度選定。働きかける内容及び手法は各市区町村の取組状況等による差異あり。

令和7年度 キャラバン実施概要

目的・趣旨

入札契約の取組が遅れている市区町村への働きかけの加速化

重点項目

市区町村における週休2日工事の実施*

*週休2日工事または週休2日交替制工事を1件以上実施していることを指す。

実施内容

市区町村を直接訪問し、令和7年度中の週休2日工事の実施を中心に適正化を働きかけたうえで、フォローアップを実施。

※都道府県との連携（調整・情報共有等）のうえ実施。必要に応じ、その他の適正工期や円滑な価格転嫁（スライド）、ダンピング対策、施工時期の平準化等についても働きかけを実施。

実施主体

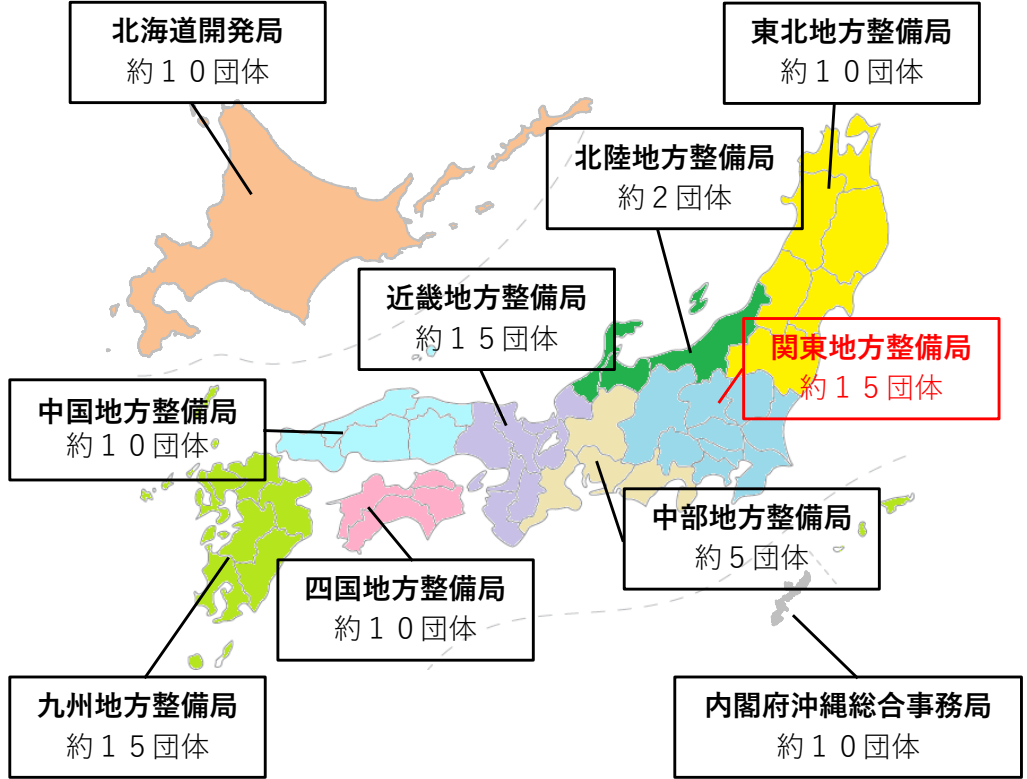
各地方整備局等建政部 入札契約適正化担当者

対象自治体

全国計 約100団体*（ブロック別内訳は右図参照）

*R7週休2日工事実施率70%未満が見込まれる地域及びR6同実施率30%未満の地域のうち、週休2日工事未実施の団体を中心として選定。

令和7年度 キャラバン実施地域



担い手確保の取組み

関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会

開催要旨

地域の守り手である建設業の持続的な発展に向けて、担い手の確保に関するそれぞれの現状・課題の認識や取組を共有し、官民一体となった取組を推進するため、関東甲信地域における建設業団体、都県・政令市、関東地方整備局が一堂に会して意見交換会を実施し、第二回目において「**建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について**」申し合わせを取り交わし、週休2日の推進及び効果的なPRの実施を関係者一丸となって推進していくこととされた。

開催概要

【参加者】

業界団体：日建連関東支部、管内1都8県建設業協会、中小建設業協会（東京、神奈川、横浜）、関東建専連
自治体：管内1都8県、5政令市の建設業許可部局、発注担当部局
関東地整：企画部、営繕部、建政部

【開催日】

第1回：令和7年2月17日・・・現状・課題の認識や取組の共有
第2回：令和7年6月6日・・・建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について認識共有

※ 第2回において本取組みを後押しすべく、国土交通本省の廣瀬技監も出席

第2回意見交換会



岩崎局長挨拶

廣瀬技監挨拶

主な申し合わせ事項

■ “建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休2日の推進

- 関東地整、都県・政令市は、発注工事において元請企業から下請企業まで週休2日が実現されるよう、必要な取組を推進する。その際、都県・政令市は自らのすべての部署（教育委員会等）の発注工事が週休2日となるよう推進する。
- 関東地整、都県は、管内の区市町村長等に対し、各区市町村発注工事における週休2日の実現に向け取り組むことを要請する。
- 関東地整、都県・政令市、建設業団体は、民間発注者の団体となる経済団体（商工会議所等）に対して様々な機会を活用して、担い手3法の趣旨を踏まえ民間発注工事における週休2日や適正工期の実現に向け取り組むことを要請する。
- 建設業団体は、元請企業から下請企業まで週休2日が実現されるよう、都県単位で建設業団体間の連携を図り、必要な取組を推進する。

■ 建設業の魅力・意義（やりがい）の効果的なPRの実施

- 現場見学会や技能実習等のイベントを産・学・官が連携して取り組む。
- 特に小・中・高等学校の学生、先生及び親を対象としたイベントや出前授業等の機会確保に努める。
- HPやSNS、出前講座等を活用して防災やインフラ貢献といった建設業の役割の重要性についての情報発信を行う。
- 現場の労働環境改善に取り組む（工事現場のトイレ改善、休憩スペースの確保など）。



～“建設業”が地域の安全安心や経済成長を支えていくために～

建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について

地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり持続的に発展し、地域の安全安心や経済成長を将来にわたって担うことができるよう、担い手の確保に向けて、関東地方整備局、都県・政令市、関東甲信地域の建設業団体が、担い手3法（建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律）の趣旨を踏まえ、連携した取り組みを進めています。

建設業の週休2日の推進、魅力などの効果的なPRについて、関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体が連携した取り組み方針を申し合わせました。



令和7年6月6日 第2回 関東甲信地域における建設業の担い手確保に関する意見交換会

建設業の就業者数の状況と労働環境

建設業の就業者数は減少傾向となっている中、交代制勤務などの実施が困難な企業が多く、全産業平均に比べて出勤日数が多く、労働時間が長くなる傾向となっているため、建設業就業者は休日を十分に取れていない状況です。

建設業就業者数
(平成9年と令和5年の比較)

202万人減



総務省「労働力調査」を基に
国土交通省で算出

建設業の年間実労働時間
(令和5年の全産業との比較)

62時間長い



厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設工事全体における
週休2日の取得状況

3割未満



国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」（令和6年公表）より

“建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休2日の推進

魅力ある労働環境の実現に向けて、建設業に従事するすべての者が柔軟な働き方ができるよう留意することを前提とし、週休2日の取組を推進しています。

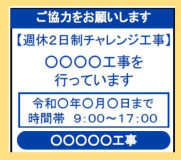
関東地方整備局、都県・政令市は自ら発注する全ての公共工事において週休2日工事の実現に向けて、猛暑や雪などの天候や施工環境を考慮した柔軟な働き方ができるよう、建設業界と連携した取り組みを推進しています。



国土交通省作成
適正工期確保ガイドブック



関東地方整備局HP
週休2日チャレンジサイト



千葉市HP
週休2日制チャレンジ工事看板

また、建設業界においても、元請企業から下請企業までが週休2日をはじめとした、休日の確保や柔軟な働き方ができるよう、連携した取り組みや周知を推進しています。



(一社) 日本建設業連合会
週休2日推進ロゴマーク



土日一斉閉所キャラクター
やすみん



(一社) 群馬県建設業協会
4週8休PRポスター

建設業の週休2日は、公共工事のみならず、全ての工事に取り組んでいく必要があります。関東地方整備局、都県・政令市、建設業団体は、区市町村発注工事や民間工事における週休2日の推進に向けて、区市町村・関係団体へ要請を行うと共に、公的資金の補助を受けた事業者に対する周知・啓発を行っています。



労働局主催の民間発注団体が参加する会議にて
関東地方整備局より適正な工期設定を周知



関東地方整備局と1都8県建設業許可部局による
適正な工期設定を周知するリーフレット

担い手確保に関する意見交換会リーフレット

建設業の魅力・意義（やりがい）の効果的なPRの実施

建設業の魅力や意義を多くの方に効果的に情報を発信するため、産・学・官が連携し、各者が有する知識・設備・現場等を最大限に活用し、これまでの取組をより発展的に推進しています。

建設業界は職業体験会や現場見学会、小・中・高などの学校での出前授業の実施、HPやSNSを活用した情報発信を通じて、建設業の魅力発信に努めています。



（一社）茨城県建設業協会
親子見学会



（一社）栃木県建設業協会
建 F E S G O !（お仕事体験会）



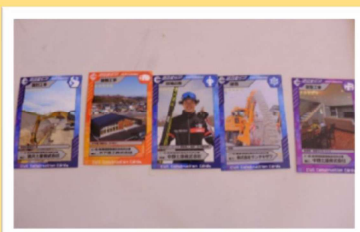
（一社）山梨県建設業協会
小学校における出前授業



（一社）千葉県建設業協会
ショッピングモール内、お仕事体験テーマパーク
へのブース出展



（一社）東京建設業協会
小学生へ向けた建設業のお仕事紹介冊子



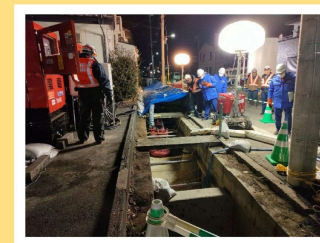
（一社）長野県建設業協会
「建設カード」によるお仕事紹介

建設業は地域を支える重要な産業

建設業は新たなインフラ整備はもちろんのこと、今あるインフラの維持・管理、また、災害時の応急復旧を担う産業として、地域の安心安全や経済成長を支えています。



（一社）神奈川県建設業協会の災害復旧対応



（一社）埼玉県建設業協会の災害復旧対応

建設業の休日確保や魅力発信は、新たな担い手確保のための取り組みであり、建設工事に関わる全ての方々と共通理解のもとに進めていくことが重要です。

関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会 構成員

■関東地方整備局

■都県・政令市

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

■建設業団体（14団体）

（一社）日本建設業連合会関東支部、（一社）茨城県建設業協会、
（一社）栃木県建設業協会、（一社）群馬県建設業協会、（一社）埼玉県建設業協会、
（一社）千葉県建設業協会、（一社）東京建設業協会、（一社）神奈川県建設業協会、
（一社）山梨県建設業協会、（一社）長野県建設業協会、
（一社）東京都中小建設業協会、神奈川県中小建設業協会、（一社）横浜建設業協会、
建設産業専門団体関東地区連合会

建設業の担い手確保の取組にご理解・ご協力をお願いします！



関東甲信地域における建設業の担い手の確保に関する意見交換会HP



意見交換会で取り交わした申し合わせ事項を踏まえた現時点における取組は以下のとおり

週休2日推進に向けた取組

区市町村に向けた働きかけ

- ◆ 都県政令市のまちづくり担当部局との意見交換会における働きかけ（R7.6～）
 - ◆ 関東ブロック公契連における周知啓発の実施（R7.8）
 - ◆ 都県公契連への参画による周知啓発の実施（R7.7～）
 - ◆ 区市町村キャラバンによる周知啓発の実施（R7.8～）
- ☞ 引き続き、様々な場面を活用して区市町村への働きかけを継続

【群馬県 宅建協会 HP】



民間発注者団体に向けた働きかけ

- ◆ 民間発注者団体（99団体）に対して意見交換会リーフレット、チラシの配布を実施（R7.7）
- ☞ 各都県の経営者協会、商工会議所連合会、中小企業団体中央会、商工会連合会を訪問する等、民間発注者団体への働きかけを進めていく

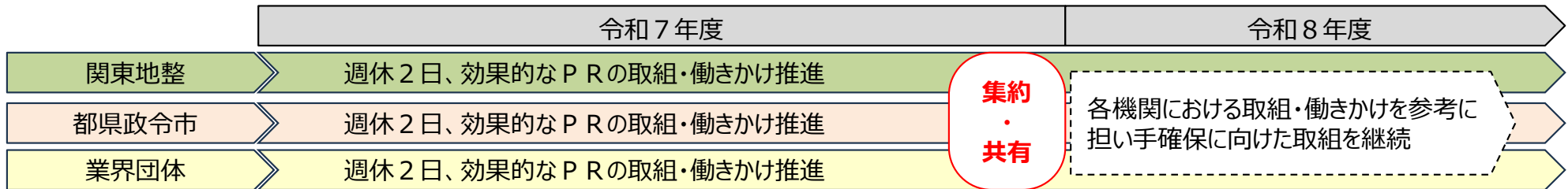
【一般財団法人 神奈川建築士協会 HP】



建設業の魅力・意義の効果的なPRに向けた取組

- ◆ 関東地方整備局HPに担い手確保意見交換会に関するページを開設。今後、幅広く情報発信を実施。

今後の取組スケジュール



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

同時発表：防衛省

令和 7 年 5 月 23 日
大臣官房参事官（建設人材・資材）
不動産・建設経済局建設振興課
総合政策局政策課

「建設業及び建設関連業並びに自衛隊における 人材確保の取組に係る申合せ」を締結

～国土交通省、防衛省、建設業・建設関連業の業界団体が連携します～

国土交通省は、本日、防衛省、建設業・建設関連業の業界団体7団体との間で、退職自衛官の円滑な再就職支援などについて一層の連携強化を図るため、「建設業及び建設関連業並びに自衛隊における人材確保の取組に係る申合せ」を締結いたしました。

この申合せは、昨年12月の「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」において決定された基本方針に基づいて締結するものであり、採用に関する広報の積極的な実施や業種説明会の実施など、双方にとって有益な取組を進めるものです。

国土交通省では今後、他業界においても、申合せを締結するなど、防衛省と連携する業界を拡大してまいります。

1. 申合せの締結者

国土交通省、防衛省、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国建設業協会、一般社団法人全国中小建設業協会、一般社団法人建設産業専門団体連合会、一般社団法人全国測量設計業協会連合会、一般社団法人建設コンサルタンツ協会、一般社団法人全国地質調査業協会連合会

2. 申合せの概要

国土交通省及び防衛省並びに建設業・建設関連業の業界団体との間で、以下の取組について一層の連携を図ります。

- ① 建設業及び建設関連業における人材確保と退職予定自衛官の円滑な再就職支援に関する取組
 - ・採用に関する広報の積極的な実施
 - ・業種説明会等の実施
 - ・職業訓練等の充実
- ② 自衛隊における人材確保の取組
- ③ 予備自衛官等制度に関する取組

3. 申合せ締結日

令和7年5月23日（金）

採用に関する広報の積極的な実施

・国土交通省及び業界団体は、建設業及び建設関連業における必要又は有用となる資格、勤務環境、処遇、福利厚生、キャリアパス、建設業及び建設関連業に従事している退職自衛官の活躍事例を示すなど、労働環境改善に向けた施策の周知や退職予定自衛官向けの採用に関する広報を積極的に行う。

採用業務説明会等の実施に関する広報の積極的な実施

・国土交通省及び業界団体は、退職予定自衛官が建設業及び建設関連業に関する知識及び業務内容について理解を深めつつ、建設業及び建設関連業に対する関心を高めるため、業種説明会や現場見学会等の機会を設定し、退職予定自衛官に活用を促す。

・退職予定自衛官の再就職後の早期離職を防止する観点から、協力してインターンシップ等の機会を設定し、退職予定自衛官に活用を促す。

職業訓練等の充実

・防衛省は、退職予定自衛官に対する職業訓練の充実・強化にあたり、建設業及び建設関連業に再就職する際に有用な資格の取得等に向けた必要な検討及び取組を行う。

自衛隊における人材確保の取組

・業界団体は、情報掲示の場を提供するなどの協力を行う。
・業界団体は、自衛官等を志望する者などに関する情報を得た場合は、乙の地方組織のうち最寄りの自衛隊地方協力本部に当該情報を提供する。

予備自衛官等制度に関する取組

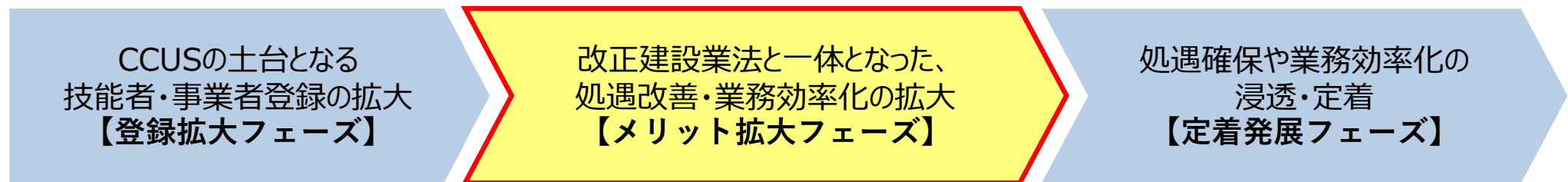
・業界団体は、防衛省の行う予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の制度の周知及び募集等の活動に必要な協力を行う。
・業界団体は、建設業及び建設関連業において予備自衛官、即応予備自衛官又は予備自衛官補たる従業員を雇用している場合、当該従業員が訓練等に出頭しやすい環境の構築に努める。

建設キャリアアップシステム

CCUS 利用拡大に向けた 3 か年計画（概要）

- これまでの 5 年間の取組を通じて、CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展。
- 今後 3 年間で、改正建設業法に基づく取組と一体となって、この土台を活用した処遇改善や業務効率化のメリット拡大を図る。

●今回の「3 か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

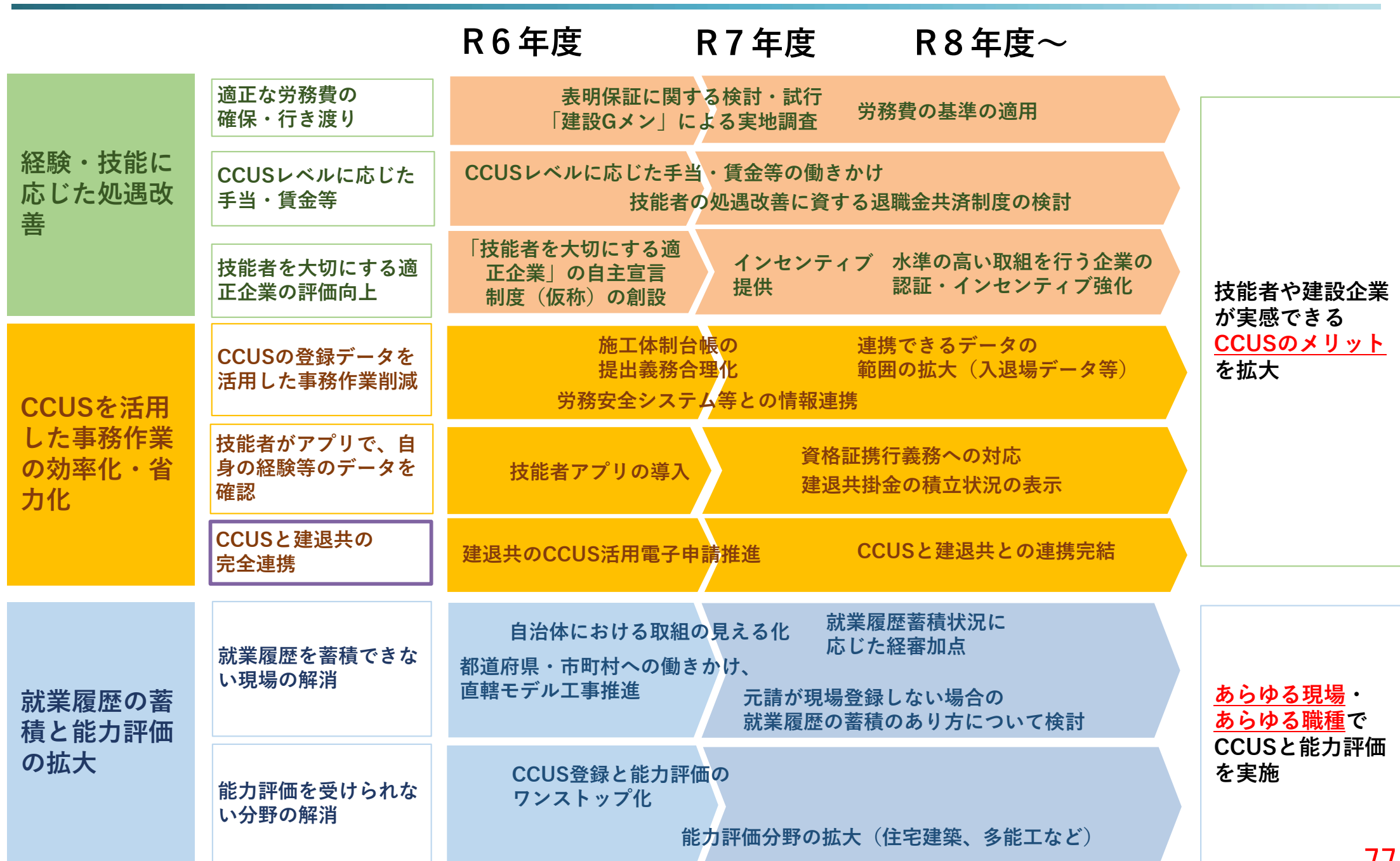
3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年 1 回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できるCCUSのメリットを拡充

CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（ロードマップ）





建設業法の改正に伴い

建設工事の契約前後の ルールが変わります！

【3つの新ルール】

新ルール

①

契約 前

契約の変更方法を明確化

(建設業法 第19条)



契約書に「契約の変更方法」に関する条項を明記する必要があります。



契約書（例）

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
 - ・ 変更額は、**協議して定める**。
- 協議に当たっては、**工事に係る価格等の変更の内容その他の事情を考慮する**。

変更条項の削除は
法律違反！



契約書の作成は「建設工事標準請負契約約款」を
活用しましょう！



国土交通省HP



資材高騰や労務の供給不足等の影響で、
価格や工期の変更が必要になるかも…



新ルール

②

契約 前

“おそれ情報”の通知義務

(建設業法 第20条の2第2項)



受注者は資材高騰等に伴う価格や工期の変更などのリスクに関する“おそれ情報”を注文者へ通知する必要があります。



おそれ情報の客観的な裏付け資料

- ・メディア記事や資材業者の記者発表
- ・公的主体や業界団体などの統計資料 など



新ルール

③

契約 後

誠実な協議に努める義務

(建設業法 第20条の2第3項及び第4項)



資材高騰等が顕在化した際、受注者は変更協議の申し出ができ、注文者は誠実に協議に応じる努力義務(*)があります。※ 公共発注者は義務



誠実協議の努力義務に反する行為

- ・協議の開始を正当な理由なく拒絶する
- ・主張を一方的に否定した協議打ち切り など



おそれ情報の事前通知をしなかった事象が契約締結後に生じた場合は？



注文者は通知していた場合に準じて、誠実に対応する必要があります。



「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた協議を行いましょう！



公正取引委員会HP



運用の詳細は、建設業法令遵守ガイドラインを参照ください



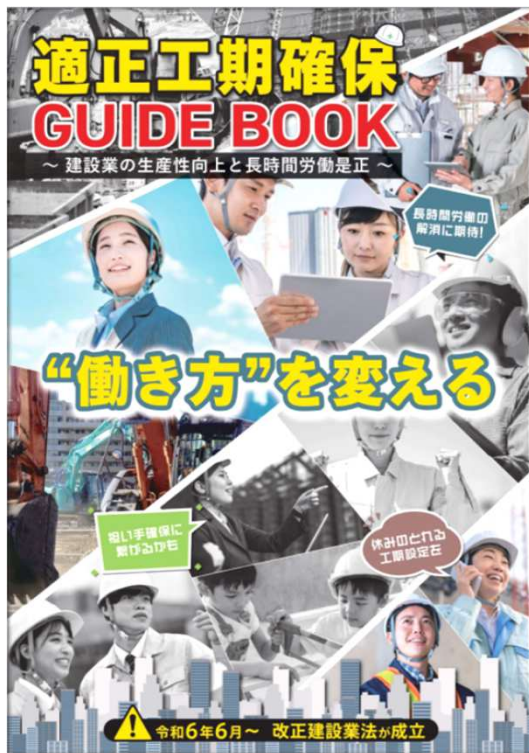
国土交通省HP

みんなで目指そう！新たな商習慣の定着！



「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

「工期に関する基準」を解説したガイドブック



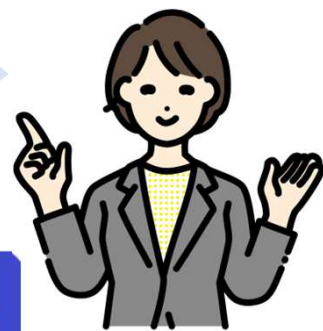
◆ 工期に関する基準とは

適正な工期を設定するため、建設工事の発注者と受注者のそれぞれの責務や考慮すべき事項を定めたものです。

◆ 考慮すべき事項の例

降雨・降雪日や台風、猛暑日などの自然要因、週休2日の確保など休日や労働時間など工期に影響を与える要素 等

ガイドブックでは
「工期に関する基準」等を
受注者や発注者の皆様へ
わかりやすく解説しています。



適正工期確保ガイドブック



解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。



適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

国土交通省関東地方整備局 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 建設業許可部局



工事契約の締結の際は 「工期に関する基準」の内容確認を！

建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。（※）

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。（2025年12月までに施行予定）

契約当事者の双方が著しく短い工期とならないよう、見積段階から工期に関する基準を踏まえた工期設定となっているか、チェックリストで確認しましょう！

1 工期全般にわたって考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
自然要因 ※1	降雨日・降雪日（雨休率の設定等）	
	猛暑日（夏期における WBGT 値が 31 以上の場合における不稼働日）	
	河川の出水期における作業制限	
	寒冷・多雪地域における冬期休止期間	
	その他の気象、海象などを含む自然要因	
休日・法定外労働時間	時間外労働規制の遵守、週休二日の確保 (十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映)	
イベント	年末年始、夏季休暇、GW、地元の催事等の特別休暇・不稼働日や交通規制が行われる期間	
制約条件	鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件や周辺への振動、騒音等への配慮	
	搬出入時間の制限や工事車両の制限（進入時間、重量、台数）等の道路条件	
契約方式	分離発注で、当該工事の工程に関連する複数の工事がある場合、その有無や内容	
関係者との調整	地元住民や地元団体（農業、漁業組合等）、電力・ガス等の占用企業者との協議期間	
※2	関係者との協議調整が未了の場合（用地未買収等）、協議内容や完了予定時期	
労働・安全衛生	労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定（勤務間インターバル制度の導入等）	
行政への申請 ※2	特車通行許可や道路使用許可、特定建設作業実施届、建築確認など、必要な各種申請期間	

<記入方法> ○:条件を明示し、工期に反映済 △:条件を一部明示し、工期に反映済
×:条件が明示できず、工期に未反映 —:当該工事で対象外

2 工程別に考慮すべき事項の例

工期設定に関わる要因・条件		確認
準 備 ※3	資機材の調達や人員の確保に要する時間（物品納入や建設機械の搬入に要する時間）	
	設計図書で未決定の事項や仕様未確定	
	工事着手前の試掘調査、土質調査や照査、現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間	
	ヤードや現場事務所設置、進入路や敷地造成、仮設整備（電力・給排水・濁水処理・給気等）の整備期間	
	基礎工事や土工事における、土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況	
施 工 ※4, 5	基礎工事や土工事における、掘削土を場外搬出する際に、1日当たり搬出できる車両台数	
	躯体工事（構法）における、生コンクリートの工場・1日当たりの運搬車両台数、適切な養生期間等	
	躯体工事（鉄骨）における、鉄骨材の搬入（長さ、運搬車両台数）、鉄骨発注から納入までの期間	
	シールド工事における、製作開始前の事前検討や仮置き場所の整備・確保に要する時間	
	設備工事における、前工事工程を踏まえた設備工事の着手可能日、総合試運転調整の期間	
	仕上工事やタイル・れんが・ブロック工事における、前工程に対する養生期間	
	塗装工事における、天候や季節の影響を含む塗料の乾燥期間	
	とび・土工事における、クレーン車等大型車両の遠方からの現場搬入や、組立解体作業に要する時間	
後片付け	建設発生土の搬出先や受入要件の明示、建設副産物の再利用や処理に要する期間	
	完了検査、竣工検査・引き渡し前の後片付けや清掃、施工後の初期点検等に要する時間	
	借地した場合、原形復旧の期間	

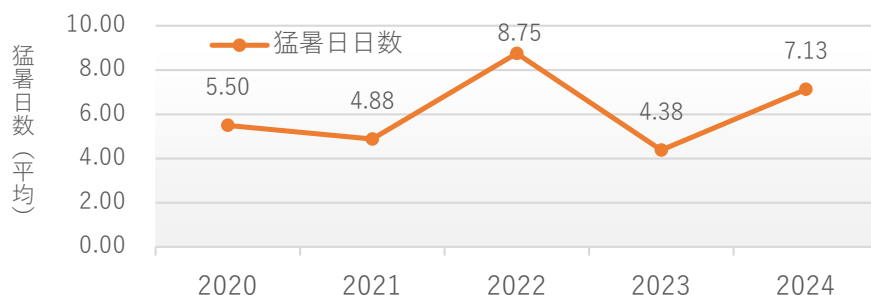
★ このチェックリストは「適正工期確保ガイドブック」に掲載されています。



特に“時間外労働規制の遵守や週休2日の確保”や“猛暑日などの不稼働日”は建設業で働く方々の健康や生命を守るためにも考慮した工期設定が必要です

参考：猛暑日について

過去5年間に於ける群馬県（前橋地点）の猛暑日（WBGT31以上）の推移



出展：一般財団法人建設物価調査会「工期設定のための猛暑日数確認サイト」を元に関東地方整備局にて作成



※WBGTとは

熱中症を予防することを目的とした指標

日常生活における熱中症予防指針（日本生気象学会）では、WBGT31以上は「危険」とされ、外出はなるべく避け、涼しい室内に移動するという注意事項となっています。

また、スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本スポーツ協会）では、WBGT31以上は特別の場合以外は運動を中止するとされています。

出展：環境省ホームページ「熱中症予防情報サイト」を元に関東地方整備局が要約抜粋



一般社団法人栃木県建設業協会の活動状況

当協会では、大規模自然災害の頻発や切迫、社会インフラの老朽化、人口減少・少子高齢化に伴う地域活力の低下や担い手不足などの課題を克服するべく、安全で安心な県民生活を守り、活力を取り戻す地域づくりに貢献する「地域の創り手・守り手」としての社会的使命を果たして参ります。

1. 経営体質の強化

- ・安定した経営を図るため、建設業界が抱える諸課題を解決すべく、関係機関に対する要望活動に加え、国や県との意見交換などを積極的に展開して参りました。
- ・特に、大規模プロジェクトの推進を行うべく、「八溝縦貫道路など災害対応時のライフライン整備」「那須岳活火山の直轄事業での対応」「東大芦川ダムの再開」「国道121号 日光川治防災事業の権限代行」などについて国と意見交換を行いました。
- ・県とは、大規模建築工事となる「県立高等学校再編整備」や「『文化と知』の創造拠点整備」における地元企業の参入・参画について関係部局と意見交換を行いました。
- ・また、県内工業団地の造成や企業立地への地元建設業の関わりや人口減少に伴う建設業の担い手確保育成に資する教育機関、「（仮称）インフラトレーニングセンター」について、具体的な検討を進めて行くこととしています。

2. 維持管理業務共同受注方式の拡充

当協会では、全支部に付設された協同組合が、県などから道路・河川などの維持管理業務を、事業費にして年間約40億円（令和6年度）共同受注しています。

- ・共同受注方式に係る年契約など、運用方法の改善や様々な問題点の解消などについて引き続き協議して参りました。
- ・国が進めている「群マネ（地域インフラ群再生戦略マネジメント）」が協同組合の取り組みと良好にマッチしていると考えます。栃木県と協力しながら、今年度モデルケースとなる取り組みを行いたいと考えています。
- ・適切な維持管理や災害時の迅速な情報伝達を図るため、当協会が独自に開発した「道路河川等管理情報システム」を使用し、当協会の全支

部・組合、県内の全土木事務所や市・町など発注機関も交えた訓練を実施しました。

また、令和7年度に開始された「建設市場整備推進事業補助金（国土交通省）」を活用し、各支部・組合においてICT機器を使用した防災訓練を行い、さらなる体制強化に努めて参ります。

- ・安全・安心な地域づくり活動として建設産業の「地域の守り手」としての地位確立を行うべく、国土交通省及び栃木県を含む、関東1都6県・宇都宮市主催による「利根川水系連合・総合水防演習」や、栃木県・宇都宮市総合防災訓練に参加し「地域の守り手」としての確立を図りました。

3. 人材の確保・育成

当協会では、将来建設分野を志す方々の意識醸成を図るとともに、幅広い世代へ建設業の魅力を伝えるイベントを行って参ります。

- ・会員企業のICT技術習得のためのロードマップに沿った講習や、人材確保・育成への研修などの開催に積極的に取り組んでおります。
- ・将来の業界を担う人材確保を目指し、県内の高校生を対象とした会員企業への就業に結びつくようインターンシップ事業を9月より開始いたしました。（令和7年度 211名を予定）
- ・昨年度に引き続き、小学生と保護者を対象とした職業体験「建FES GO!」（令和6年度 約5,000名参加）を、10月25日に宇都宮市の道場宿緑地公園にて開催を予定しています。
- ・「産・学・官」が一体となって連携し栃木県内の建設業の魅力を発信することにより、建設業関連分野の持続的な担い手確保に寄与することを目的とした、「とちぎ建設業魅力向上連絡協議会（事務局：宇都宮国道事務所）」の設立趣旨に賛同し、当協会では主に親子が参加する「宇国サマーフェス」において、「進化する建設業」の体験ブースを出展するなどの取り組みを行いました。
- ・また、県内高校生を対象とした「とちぎ建設業合同企業説明会」（令和6年度 236名が参加）においては、初となる「産・学・官」によるブース出展や県内大学生の参加について検討を進め、来年3月の開催に向けて取り組んでいます。
- ・先進的な取り組みを行っている、茨城県建設業協会の「建女ひばり会」について調査を行い、当協会としても「女性部会」の設立に向けた検討を進めていく予定です。

要 望

対応状況

第三次・担い手3法改正
品確法に基づく指標の周知徹底

第三次指標策定と方針説明（関東ブロック発注者協議会）

令和6年6月改正品確法に基づき協議会・各分科会で官公庁・特殊法人・地方自治体へ取組方針を説明。11月頃に第三次指標を策定予定

働き方改革・担い手確保
施工時期の平準化の推進

第三次指標(平準化)推進（関東ブロック発注者協議会）

4～6月の閑散期に作業量を底上げし、1～3月の繁忙期はピークカットに取り組む

働き方改革・担い手確保
担い手確保の取組推進

官民一体の担い手確保意見交換会

令和7年2月に建設業団体・都県・政令市・関東地整が意見交換を実施し、6月に連携事項を申し合わせ

若年層向けインフラPR現場見学HP開設

令和7年4月、学校関係者向けに関東地方整備局のホームページで現場見学のページを公開

要 望

対応状況

入札契約

発注方式への要望

新たな発注方式の採用

- R7.3～ 函渠工事を技術提案・交渉方式（ECI方式）を採用して発注
- R7.7～ 橋梁下部工事を技術提案評価型（S I 型）を採用して発注
- R7.8～ 橋梁上部工事を参加表明段階で技術者の資料を求めない方式（試行）を採用して発注

持続可能な事業環境
の確保

地元企業が受注しやすい発注

自治体実績チャレンジII型新設

令和7年8月から新規契約実績や地域精通度・地域貢献度を重視し地元企業の新規参入を促進

i-Construction
（建設生産性の向上）
BIM/CIMの活用促進

BIM/CIM関連の試行状況

- R6.7～ BIM/CIM3次元設計試行：3次元設計手法の有効性を検証
- R7.4～ BIM/CIM積算試行：積算プロセスの効率化を試行
- R7.7～ 3次元モデル契約図書化試行工事：3次元モデルを契約図書化する仕組みを検証

令和6年度までの主な意見要望への対応状況 関東地方整備局

※令和6年度に開催した、日建連、各都県建設業協会、PC建協、橋建協、道建協との意見交換会における、主要要望等に対する対応状況。

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
第三次・担い手3法	改正品確法運用指針	発注者協議会	・市町村へ品確法及び運用指針に基づく入札制度、工事の施行に係る対応、工期に関する基準、新・全国統一指標の周知徹底。(日建連、栃木、埼玉、東京、神奈川) ・自治体等へ週休2日の完全実施に向けた働きかけ。(日建連、PC建協、栃木、神奈川、千葉、山梨、埼玉、茨城、長野)	・「関東ブロック発注者協議会、幹事会、都県分科会、建設分科会」で、市区町村等へ改正品確法、改正運用指針、運用指針の取組について情報共有し、取組強化・推進を要請。 ・R1.5.29に開催した「関東ブロック発注者協議会」において、発注者間の協力体制の強化等を図ることを目的に、新たに各都県の代表首長(市長会長、町村会長)にも参画頂くこととした。 ・H30.2に発注者(地公体)へ品確法に係る各種取組等の情報提供を行うために配信している「発注者ナビ」を継続。【25号まで配信(R7.4月末時点)】 ・「関東ブロック発注者協議会」において、運用指針で定められた発注関係事務のうち5指標(全国統一指標)について、R3年度の実施状況をR4.10に公表。 ・週休2日制対象工事の実施状況の指標を区市町村の発注工事へ拡大し、取り組みを見える化。 ・指標については、区市町村も含め各機関ごとに達成目標を定めており、令和6年度までの達成を目標として取組を推進。令和6年6月には、最終的な達成見込みを見える化し、公表することで、各機関の更なる取組の推進を促す。 ・令和6年6月改正品確法に基づく、「関東ブロック発注者協議会、第三次・指標」について、「幹事会、都県分科会、建設分科会、農政分科会等」で、国、特殊法人、都県、政令市、市区町村に取組方針を説明。第3次指標は、11月頃策定予定。	
働き方改革担い手確保	週休2日	試行工事	・全てのWTO対象工事で発注者指定型による週休2日の実施。(日建連) ・現場閉所困難工事における入札公告への条件明示。(日建連) ・「完全週休2日制(土日)工事」の原則導入。(日建連)	・R3年度より、原則全ての工事で発注者指定方式による「現場閉所による週休2日制適用工事」又は「週休2日交替制モデル工事」を採用。 ・R4年度には、一般土木工事(WTO対象)において、現場の休み(現場閉所)を土日に定める「完全週休2日制(土日)モデル工事」の試行を実施。 ・R5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事(閉所型・交替制のいずれか)を実施。 ・R6年度から、原則全ての工事で発注者指定方式による月単位の週休二日制工事を実施。 ・令和7年度より全ての一般土木工事について現場閉所による「完全週休2日(受注者希望方式)」による発注を原則とするとともに、受注者希望により「月単位の週休2日」も選択可能とするなど、多様な働き方を支援する取り組みを実施。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		積算	・週休2日制の達成に向けた適切な工事費の設定。(橋建協、道建協、千葉、長野) ・適正な利潤を確保するために実態を踏まえた補正率の引上げ。(神奈川、長野)	・R2年度より、週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。 ・R2年度より、受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。 ・R3年度より、交替制モデル工事については、労務費に加え、現場管理費に対しても補正係数を適用。 ・令和5年度も補正係数を引き続き継続。 ・時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化(朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映) ・令和6年度から、月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設。(工期全体(通期)の週休2日についてもR6年度に限り、R5年度までの補正係数の一部を適用) ・移動時間を踏まえた積算の適正化(現道・維持関係等の11工種で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた工種について歩掛に反映(R6年度歩掛改正:現道・維持関係等の11工種、R7年度歩掛改正:切削オーバーレイ工など10工種)) ・令和7年度より、完全週休2日を推進するため、完全週休2日の補正係数を新設し、併せて工事全体(通期)の週休2日の補正係数を廃止。	
		工期設定／工程管理	・適切な工期の設定。(日建連、橋建協、道建協、群馬、東京、山梨、長野、神奈川) ・設定した工期の前提条件の明示。(日建連、橋建協、道建協) ・工事工程の共同管理の徹底。(日建連、道建協、埼玉)	・日当たり標準作業量と週休2日を考慮した雨休率を基に、適正な工期を見込むために原則として「工期設定支援システム」を活用。 ・R2年度から、工種区分別に準備期間及び後片付け期間の標準値を設定するとともに、維持工事のように全体工期に影響のない工事を除き、全ての工事において、工事工程クリティカルパスの共有及びクロスチェックを実施。 ・R3年度より、原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象とし、発注時に工期設定の根拠とした関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続き等の進捗状況を踏まえた「概略工事工程表の開示」の試行を実施するとともに工事着手前に行う設計審査会において工事工程の照合(クロスチェック)を行うことを周知徹底。 ・R5年度より工期設定に新たに猛暑日を考慮。 ・R7年度より天候等を理由に、官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、実態に応じて工期変更を行うほか、工期延長日数に応じて精算。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
働き方改革 担い手確保	施工時期の平準化		・発注時期と施工時期の平準化。(橋建協、道建協、栃木、東京、神奈川、長野)	・早期発注、国債制度、翌債(繰越)制度及び余裕期間制度を活用し、平準化を推進。 ・「関東ブロック発注者協議会」において公表した全国統一指標のうち、平準化率については国、特殊法人、都県、政令市に加え、R1年度より区市町村も含め平準化の目標を設定し公表。 ・指標については、区市町村も含め各機関ごとに達成目標を定めており、令和6年度までの達成を目標として取組を推進。令和6年6月には、最終的な達成見込みを見える化し、公表することで、各機関の更なる取組の推進を促す。 ・令和6年6月改正品確法に基づく、「関東ブロック発注者協議会、第三次・指標」では、4月～6月の閑散期のボトムアップに加え、1月～3月の繁忙期のピークカットに取り組む。	
	CCUS		・CCUS義務化モデル工事の対象拡大。(日建連) ・CCUS活用推奨モデル工事の試行拡大。(東京) ・自主的にCCUSの活用している企業に対する評価のしくみの検討。(群馬) ・CCUS義務化モデル工事やCCUS活用推奨モデル工事の導入促進。(道建協、PC建協) ・登録料、利用料、機器導入費用を発注者で負担。(東京、群馬)	・R2年度より原則全ての一般土木工事(WTO対象工事)において発注者指定型による「CCUS義務化モデル工事」の試行を実施。 ・一般土木工事(Cランク)を対象に、建協要望を受けて、「CCUS活用推奨モデル工事」の試行を実施しており、R5年度より関東地整全域を対象に実施。 ・CCUS活用推奨モデル工事およびCCUS活用工事(受注者希望方式)については、R4.7.1以降に入札を行う工事から、カードリーダー設置費用、現場利用料を精算変更時に支出実績に基づいて現場管理費として計上。	
	見積尊重宣言		・「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の拡大。(日建連)	・R1年度より段階的選抜方式の一般土木工事(WTO対象)において、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行を実施。	
	担い手確保の取り組み		・現場見学会の活発化や現場の見える化など受発注者協働による広報、啓発活動をより強力に推進。(日建連) ・見学可能な現場の情報等について、専用ページを作成しHPで公開。(東京)	・R7年2月に、官民一体となった担い手確保の取組を推進するため、関東甲信地域における建設業団体、都県・政令市、関東地方整備局が一堂に会して意見交換会を実施し、令和7年6月には「建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について」申し合わせを取り交わしを実施。 ・R7年4月に、将来的な担い手確保を目的に、若年層にインフラ関係の仕事をPRするため、学校関係者向けの現場見学ホームページを開設(関東地整HP)。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
i-Construction (建設生産性の向上)	ICT活用	活用工事	・ICT等の新技術拡大のための基準類の改定。(日建連、道建協) ・ICT活用促進に向けた新技術活用や後方支援。(PC建協、橋建協) ・小規模な工事の発注が多い県工事、市町村工事などへのICT 施工の普及促進。小規模工事では割高になるICT 建機のリース代の支援や、県や市町村工事の規模に見合う積算基準の作成。	・H28.4より、3次元データを活用するため新基準や実施要領を毎年度整備。併せて、ICT建機等の活用に必要な費用の計上や工事成績評点で加点评価を実施。 ・R1年度から、産学官共働によるICT施工の技術基準の策定を試行し、基準類の策定、改正を実施。 ・R4年度、「ICT構造物工(橋梁上部・基礎工)」や中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模現場(床堀工・小規模土工など)への適用拡大を実施。 ・R5年度、「ICT構造物工」においては橋梁上部工、「ICT土工1,000m3未満」では暗渠工の適用拡大を実施。 ・図解で分かりやすく解説し更なるICT施工の実施と現場技術者の理解を促すために「3次元計測技術を用いた出来形管理の活用手続き(案)」及び「小規模工事ICT施工活用の手引き(案)」を発出。 ・R6年度、「ICTコンクリート堰堤工」の適用拡大を実施。	
		各種支援制度	・i-Construction技術講習会およびICT舗装の現場見学会の開催。(道建協) ・ICT普及促進ワーキングにおけるICT技術の活用方法等の検討状況。(栃木) ・ICT施工の内製化に向け、IT人材の育成や高額なソフトウェアの購入助成などの支援策の検討。(群馬、東京)	・出前講座による講演や各種ICT技術講習会等の開催を継続。 ・R2.12に、関東地整ICTアドバイザーを創設しICT施工をサポート。またICTアドバイザー意見交換会を開催し更なる課題解決や普及促進にむけた対応を協議しアドバイザー活動に展開。 ・R3.4より関東DX・i-Construction人材育成センターを開所し、施工業者も受講可能な講習等を開催。	
i-Construction (建設生産性の向上)	規格の標準化		・プレキャスト工法の標準化。(日建連、PC建協) ・コスト以外の省人化や工期短縮効果を評価する仕組みの導入。(日建連) ・PRISMの取組みの継続と拡大。(日建連) ・プレキャスト工法の活用拡大(東京)	・H28.3に生産性向上を進めるための課題及び取組方針や全体最適のための規格の標準化や設計手法のあり方を検討することを目的に、関係者からなる「コンクリート生産性向上検討協議会」を設置し、R7.2月末で14回開催。 ・「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」をH30 年度より開始。 ・PRISMは令和4年度に成果報告会を実施して終了。令和5年度より、PRISMの名称がBRIDGEへと改名され、研究開発等の施策のイノベーション化につなげるための「重点課題」を設定し、研究開発だけでなく社会課題解決等に向けた取組を推進している。	
	BIM／CIM		・BIM/CIM活用工事の大幅な拡大。(日建連、PC建協) ・R5年度のBIM/CIM原則適用に向けた現状等。(栃木、埼玉) ・BIM/CIMによるデータ連携の推進(橋建協)	・令和5年度より全ての工事においてBIM/CIM原則適用としており、現在「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針(R7.3)」に基づいてBIM/CIM活用工事・業務への取組を進めている。 ・令和5年原則適用以降、工事は義務項目としており適用実績工事が約1.6倍に増加。(R4/R6 184件→302件) ・BIM/CIMによるデータ連携の推進施策として、各種試行を実施中。 《参考》現在着手している試行状況 R6.4～「設計データを活用した鋼橋のデータ連携の試行工事」 R6.7～「BIM/CIM を活用した3次元設計の試行」 R7.4～「BIM/CIM 積算の試行」 R7.7～「3次元モデルの契約図書化に向けた試行工事」 ・R6.9より、コンクリート系床版を有する鋼鈑桁の道路橋工事において、設計データを工場製作で活用するデータ連携の試行を実施。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
入札契約	入札契約制度		・手続きの負担軽減(手続きの期間短縮や改善、技術提案の改善、設計成果品の電子開示、専任技術者の要件緩和など)。(日建連、橋建協、埼玉、千葉、東京)	・主任(監理)技術者の育成に資する「技術者育成型」を評価項目の一部見直す(H30一部見直し)とともに、対象工種等の拡大を図り継続。 ・若手技術者の育成に資する「若手技術者活用評価型」を継続。 ・受発注者双方の事務負担軽減のため、技術提案簡易評価型の拡大 ・R2.11より、技術提案書を作成するための資料閲覧について、インターネットを活用した閲覧を実施。 ・R3.1より、電子入札システムの容量を3メガから10メガに拡大。	
	発注方式		・一括審査方式のさらなる活用の拡大。(日建連、橋建協) ・設計者と施工者の連携した契約方式の採用。(PC建協) ・ECI方式のさらなる活用の拡大。(日建連) ・フレームワークモデル工事や公募型指名競争の活用。(埼玉、神奈川)	・受発注者の事務量等の負担を低減するため、「一括審査方式」、「段階的選抜方式」を継続。 ・段階的選抜方式については、H30.10より一次選抜者の拡大に向けチャレンジ枠を試行。 ・技術提案・交渉方式(ECI方式)は工事の仕様の確定が困難な技術的に難しい場合に適用。具体的には「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」では「発注者が最適な仕様を設定できない工事」及び「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」に適用となっている。関東地方整備局としても、工事の特性を踏まえ技術提案・交渉方式(ECI方式)の活用を検討。 ・効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上を図るため、新技術導入促進型(Ⅰ、Ⅱ)の試行を拡大。 ・R2.5から実施している「フレームワークモデル工事」及び「公募型指名競争入札」については、技術者の事前登録等を求めず、契約後に登録する入札手続きを実施。 ・R4.3に港湾空港工事において、ECI方式により発注。 ・R5.4より、チャレンジ枠の見直し(「10者を越えた者の半数」から「上限15者」に見直し) ・R5.8に橋梁補修・補強工事を技術提案・交渉方式(ECI方式)を採用し発注 ・R6.4より、チャレンジ枠の見直し(「上限15者」から「10者を越えた者の半数」に見直し) ・R6.6に水閘門工事を技術提案・交渉方式(ECI方式)を採用し発注 ・R7.3に函渠工事を技術提案・交渉方式(ECI方式)を採用し発注 ・R7.7に橋梁下部工事を技術提案評価型(SⅠ型)を採用し発注 ・R7.8に橋梁上部工事を参加表明段階で技術者の資料を求めない方式(試行)を採用し発注	
設計積算	事前調整 事前準備 条件明示		・現場条件を踏まえた適切な設計積算及び関係者調整などを整えたうえでの工事発注。(橋建協、道建協、茨城、埼玉、栃木) ・概算概略発注時における工事着工までの期間をあらかじめ全体工期に反映した発注。(山梨) ・現場と整合性のある精査された最新の設計図書の提供。(神奈川)	・工事発注に際し、適正に条件明示を行うなど、円滑に工事着手・施工ができるよう「土木工事条件明示の手引き(案)」(R1.9改定)を活用。 ・設計変更に係る業務の円滑化を図るため、設計変更が可能なケースや手続きを示した「設計変更ガイドライン」を契約図書の一部として運用。項目別チェックリストとその記載例を集約的に掲載した「土木工事条件明示の手引き(案)」の一部改定に伴い、「設計変更ガイドライン」を改定し、R1.9に各事務所へ周知徹底。 ・R1.9より、本官工事において、条件明示チェックリストを入札公告時に開示する試行を開始。 ・R3年度より、全ての本官工事及び当初予定価格3億円以上の全ての分任官工事を条件明示チェックリストの開示対象に拡大(R7.6より対象工事を本官工事及び当初予定価格3.4億円以上の全ての分任官工事に見直し)。 ・R7.3にR6年度の品確法の改正を踏まえ、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」をリニューアル。	
	予定価	労務単価 市場単価	・設計労務単価の増額。(橋建協、道建協、埼玉、千葉、山梨、神奈川) ・実勢価格を把握される調査回数の増加。(既製杭工)(茨城)	・最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、R6.3.1から適用の公共工事設計労務単価について、主要12職種(全国)単純平均で前年度比6.2%、全職種で前年度比5.9%の引き上げを実施。 ・令和7年度は主要12職種(全国)単純平均で前年度比5.6%の引き上げを実施。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
		低入札価格調査基準	・低入札価格調査基準の引き上げ。(道建協、神奈川、長野) ・最低制限価格における一般管理費の算定率(5.5/10)の引き上げ。(埼玉)	・R4.4.1以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。(一般管理費等×0.55 ⇒ 一般管理費等×0.68)	
	設計変更		・適時適切な契約変更。(日建連) ・発注者が作成すべき資料は、受注者の負担を最小限。(道建協) ・工期延長又は短縮に伴う増加費用は、工期の変更と連動した積算。(道建協)	・「設計変更ガイドライン」では、設計変更が可能なものの事例を示すとともに設計変更に係わる資料の作成についての具体的対応方法を記載。 ・工期の延長または短縮に伴い増加する費用については、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」に基づき、適切に受発注者協議。	
監督検査	書類の簡素化		・工事情報共有システム(ASP)活用による紙書類提出の削減や電子データと紙書類の二重提出防止の徹底。(橋建協、道建協) ・提出書類の更なる簡素化と適正化。(日建連、PC建協、道建協、埼玉、東京、神奈川、山梨)	・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、提出書類の削減。 ・R1.10に各事務所副所長あて、R2.11に各事務所長あて書類簡素化の徹底を通知。巡回現場会議においても、書類簡素化について各事務所に周知徹底。併せて、R3.3に「三者会議」「設計変更審査会」において、説明資料は電子データを原則とし、ペーパーレスやweb会議による開催とすることを通知。 ・R3.9に「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」を改定し、「受発注者間で作成書類の役割分担の明確化」、「工事書類の原則電子化」、「周知責任者を設けて関係者への周知」を行うこととし、工事書類の電子化・スリム化を周知徹底。 ・R5.7に、「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」をアンケート調査結果や受注者ヒアリングを踏まえ、更なるスリム化に向け不明瞭な表現などを適正化し、より分かりやすいものにバージョンアップし周知徹底。 ・R6.3に「土木工事電子書類スリム化ガイド」「土木工事電子書類作成マニュアル」をアンケート調査結果や受注者ヒアリングを踏まえ、発注者側からの誤った指摘事例やウィークリステンスを追加、ワンデーレスポンス実施の手引きを作成しスリム化ガイドに反映させるなどバージョンアップし周知徹底。 ・R7.3に「土木工事電子書類スリム化ガイド」を受注者を対象としたアンケート調査結果を踏まえ、工事着手前の設計審査会での発注者から受注者へのスリム化ガイド説明の徹底、発注者等よりスリム化ガイド等に反する指摘等を受けた場合は発注者等へスリム化ガイド提示・共通認識の徹底、スリム化ガイド意見募集の試行開始などを反映させバージョンアップし周知徹底。 ・今後もスリム化ガイドをより良いものとしていくため、受注者からのご意見、ご要望を基に定期的にバージョンアップを図る予定。	
	監督・検査		・ASPの活用徹底、電子検査・オンライン電子納品の推進。(日建連、PC建協) ・工事検査書類限定型工事の活用推進。(日建連)	・H25年度からの工事情報共有システム(ASP)の試行により、情報共有の効率化。 ・本官工事の中間技術検査等において、WEB(teams等)を活用した検査を実施。 ・R3年度より、原則全ての工事において工事検査書類限定型工事(検査書類は10種類に限定)を実施。 ・R3.12.1以降に竣工する土木工事において、原則オンライン電子納品とする運用を開始。 ・R6年2月より「書類限定検査の実施を標準」として実施。	

大分類	中分類	小分類	業団体からの意見	対応状況	備考
	遠隔臨場		・遠隔臨場の活用推進と環境整備。(日建連、PC建協、橋建協、道建協)	・R2年度から「建設現場の遠隔臨場に関する試行」を開始。 ・R3年度から本官工事及び3億円以上の分任官工事は発注者指定型、その他の全ての工事についても受注者へ意向を確認し、発注者指定型に指定して試行。 ・効果が期待されるもの、新型コロナ感染拡大防止にも寄与するものは発注者指定型とし、試行に係る費用の全額を発注者が負担。 ・R4.6より、全ての工事を対象に試行を実施(1億円以上の工事は原則、発注者指定型) ・R5.4に特記仕様書記載例を改正し、遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備に当たっては発注者の費用負担にて行うこと、また、通信環境が不良と確認された場合は対応策を検討の上、監督職員と協議を行う旨を明記。 ・R5.9に、これまでの取組で工夫した事例を「建設現場における遠隔臨場取組事例集(関東地方整備局版)」として作成し公表。 - R5年度末に『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』及び『遠隔臨場による工事検査に関する監督・検査実施要領(案)』を策定。 ・R6.12に、「建設現場における遠隔臨場 取組事例集(関東地方整備局版 第二版)」を公表。 ・今後も引き続き好事例を取りまとめ公表する予定。	
持続可能な事業環境の確保	事業展開		・中長期的な事業の見通し。(日建連、道建協、PC建協、橋建協、千葉、山梨、長野)	・R2.10.1より、「入札情報サービス」にて事務所ごとに各事業の中長期的な発注見通しを公表。	
	地元受注		・地元企業が参加・受注しやすい「地域防災担い手確保型」、「自治体実績評価型」、「技術提案チャレンジ型」、「地域密着工事型」などの発注件数の増。(栃木、埼玉、千葉、神奈川) ・地元企業が参加しやすい規模での発注。(神奈川)	・地域精通度や地域貢献度を評価する、「地域密着工事型」を継続。 ・災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」を継続。 ・直轄工事に実績が無い、あるいは少ない企業であっても、技術力のある企業の競争参加を促す「技術提案チャレンジ型」を継続。 ・R2年度より施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型において都県・政令市発注工事の成績、表彰も評価対象に追加。【一般土木、As舗装、維持修繕、橋梁補修】 ・R4.8より担い手の中長期的な育成・確保を更に推進するため、「自治体実績評価型」を「自治体実績チャレンジ型」に改め、地域貢献度等の評価を見直し。 ・R5.4より災害時の対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災実績評価型」「実績評価型」を整理統合して「企業実績評価型」とし、地域貢献度の評価を見直し。 ・R5.8より地域インフラを支える担い手として企業の確保等を目的として、地域精通度の配点が高く、企業の技術力の評価のみを行う「企業能力評価型」を新設。 ・R7.8より地元企業の新規参入を促すため、新規契約の有無、地域精通度・地域貢献度の評価をより重視した「自治体実績チャレンジⅡ型」を新設。	
	災害関係		・災害活動に係る補償。(神奈川) ・建設工事標準請負契約約款第30条(不可抗力による損害)の改善。(神奈川、長野)	・災害発生時における応急復旧等に関する災害協定の締結にあたり、出動を要請(契約)した際には、法定外の労災保険に加入されていることが条件となるよう協定書へ記載することに関係事務所へ周知。 ・事務所で締結した災害協定に基づき協会会員企業へ応急復旧工事等の対応を要請するにあたり、関係者間で連携を強化して対応にあたるべく、情報共有に関して手順等の運用を定めた。	

令和 7 年度
関東地方整備局と栃木県建設業協会との意見交換会
(提案議題)

< 議題 >

1. 国土強靱化への安定的・持続的な予算確保について

- 大規模地震、台風やゲリラ豪雨など、激甚化する自然災害に迅速に対応するため、防災・減災への「国土強靱化実施中期計画」総額 20 兆円強の総枠の中から、地方への重点配分と安定的かつ持続的な予算執行を強く求めます。
- さらに、現下のインフレと物価高騰を踏まえた上での予算措置を講じるとともに、補正予算ではなく当初予算として確保されますよう強く要望いたします。

令和 7 年度
関東地方整備局と栃木県建設業協会との意見交換会
(提案議題)

＜議題＞

2. 広域道路網等の充実・強化について

○首都直下型地震や南海トラフ地震が差し迫る中、首都機能移転やバックアップ強化は喫緊の課題です。本県は、県民の生命と生活を守ると同時に、東北地方と首都圏を結ぶ要所に位置し、大規模災害時の救援・復旧活動への支援や首都機能のバックアップにおいて、重要な役割を果たす存在でもあります。

本県が大規模災害時に十分な役割を果たすには、平時から物流や支援を支える道路インフラの充実が不可欠です。

○また、政府は、令和 8 年度に防災庁の新設を目指し複数県に分散配置する方針を打ち出しております。本県におきましても那須地域が過去に首都機能移転候補地として高い評価があり、防災庁への誘致に名乗りを上げております。

このことから、以下の点について要望をいたします。

①国の基幹道路である東北自動車道の 6 車線化や栃木県北地域における国道 4 号の全区間 4 車線化をお願い致します。

②国道 121 号（栃木西部・会津南道路）、国道 408 号（常総・宇都宮東部連絡道路）の整備促進を図るとともに、構想路線である仮称「つくば・八溝縦貫・白河道路」・「北関東北部横断道路」について、早期事業化に向け支援くださいますよう、お願い致します。

③那須岳火山噴火の際に溶岩流により東北自動車道に影響が及ぶとお聞きしており、東北自動車道の機能確保の万全を期すため、直轄による火山砂防事業をご検討いただきたく、お願い申し上げます。

④近年の豪雨状況を踏まえ、治水安全度の向上が喫緊の課題であると考えます。そのため、効果的な対策である河川堆積土除去の継続的な予算措置や、治水ダムとしての「東大芦川ダム」再整備についても、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年度
関東地方整備局と栃木県建設業協会との意見交換会
(提案議題)

＜議題＞

3. 若年層の就職促進及び人材確保について

- 本県における建設業はインフラの維持・整備や災害復旧など、県民生活の安全と経済基盤の支えとして欠かせない存在ではありますが、慢性的な人手不足や高齢化、若年層の業界離れが深刻な課題となっており、将来を担う人材の確保・定着が急務となっております。
- こうしたなか、本年5月には、宇都宮国道事務所を事務局とした「とちぎ建設業魅力向上連絡協議会」が設立され、持続的な担い手不足の解消に向け、産・学・官が一体となって建設業の魅力を発信することとしております。
- 来年3月に開催予定の「とちぎ建設業合同企業説明会」におきましては、これまで会員企業のためのブース出展から、協議会メンバーである国、県及び大学を対象にするほか、高校生のみの参加から大学生も参加対象とするなど、より幅広い層への就職促進に繋げていきたいと考えております。
- 若手人材や新規参入者を引き寄せるためには、柔軟な週休2日制の推進は必要不可欠であり、公共工事のみならず民間工事の発注者等に対して適切な指導助言が必要と考えます。
- 今後は、建設業の魅力向上に向けた広報活動の強化や若年層が働きやすい環境整備への支援などに対して、設立された協議会の機能をさらに強化し、地域ごとの実情に応じた実効性のある施策を展開する必要があるのではないかと考えますが、関東地方整備局様のお考えをお聞かせ願います。

令和7年度（一社）栃木県建設業協会との意見交換会 回答

提案テーマ 及び 回答

1. 国土強靱化への安定的・持続的な予算確保について

- 大規模地震、台風やゲリラ豪雨など、激甚化する自然災害に迅速に対応するため、防災・減災への「国土強靱化実施中期計画」総額20兆円強の総枠の中から、地方への重点配分と安定的かつ持続的な予算執行を強く求めます。
- さらに、現下のインフレと物価高騰を踏まえた上での予算措置を講じるとともに、補正予算ではなく当初予算として確保されますよう強く要望いたします。

【回答】

- 本年6月6日に策定された「第一次国土強靱化実施中期計画」では、今後5年間で推進すべき防災インフラの整備・管理、ライフラインの強靱化などの施策が位置づけられ、その事業規模は、概ね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映することとされています。
- また、6月13日に閣議決定された「骨太の方針」では、『「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を着実に推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める。』、『近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を適切に反映し、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。』とされています。
- 関東地方整備局としましても、計画に基づく事業の推進に向け、近年の労務・資材価格の上昇等を踏まえ、今後とも、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保に努めてまいります。

令和7年度（一社）栃木県建設業協会との意見交換会 回答

提案テーマ 及び 回答

2. 広域道路網等の充実・強化について

○首都直下型地震や南海トラフ地震が差し迫る中、首都機能移転やバックアップ強化は喫緊の課題です。本県は、県民の生命と生活を守ると同時に、東北地方と首都圏を結ぶ要所に位置し、大規模災害時の救援・復旧活動への支援や首都機能のバックアップにおいて、重要な役割を果たす存在でもあります。

本県が大規模災害時に十分な役割を果たすには、平時から物流や支援を支える道路インフラの充実が不可欠です。

○また、政府は、令和8年度に防災庁の新設を目指し複数県に分散配置する方針を打ち出しております。本県におきましても那須地域が過去に首都機能移転候補地として高い評価があり、防災庁への誘致に名乗りを上げております。

このことから、以下の点について要望をいたします。

- ① 国の基幹道路である東北自動車道の6車線化や栃木県北地域における国道4号の全区間4車線化をお願い致します。

【回答】

○災害時の早期復旧の観点から、高速道路の4車線化などによる災害に強い国土幹線道路ネットワークの形成は必要だと認識しており、国土交通本省にて事故や渋滞なども含めた課題の多い区間において高速道路の暫定2車線区間の4車線化を進めているところです。東北自動車道の6車線化については、国土交通本省にも伝えてまいります。

○栃木県内の国道4号は、市街地部等における交通混雑などの課題が著しい県内の南側から順次、パイパス整備や4車線化の事業を実施しており、現在は、西那須野道路・矢板拡幅・矢板大田原バイパスの事業を推進しているところです。栃木県北地域の残る2車線区間の4車線化については、事業中箇所を進捗状況や周辺の交通状況を踏まえ検討してまいります。

令和７年度（一社）栃木県建設業協会との意見交換会 回答

提案テーマ 及び 回答

②国道１２１号（栃木西部・会津南道路）、国道４０８号（常総・宇都宮東部連絡道路）の整備促進を図るとともに、構想路線である仮称「つくば・八溝縦貫・白河道路」・「北関東北部横断道路」について、早期事業化に向け支援くださいますよう、お願い致します。

（仮称）つくば・八溝縦貫・白河道路及び（仮称）北関東北部横断道路は、令和３年７月に関東地方整備局が策定した「関東ブロック 新広域道路交通計画」において、構想路線として位置付けられているところです。

現在、栃木県・茨城県において調査を進めており、国土交通省としては、栃木県・茨城県が進める調査について、必要な協力を行ってまいります。

【栃木県回答】

○構想路線である仮称「つくば・八溝縦貫・白河道路」・「北関東北部横断道路」については、令和２年度から国庫補助を活用し、茨城県とそれぞれ分担しながら各種課題の整理や将来交通量推計等の基礎的な調査を実施してきたところであり、今後とも両路線の早期実現に向け、隣接県との調整を図りながら高規格道路への位置付け事業化に必要な調査・検討を進めてまいります。

・国道４０８号については、今年度は、「宇都宮高根沢バイパス」、「真岡宇都宮バイパス」の整備を推進するとともに、「真岡南バイパス」において、真岡IC南ランプ交差点の立体を含む約１．４km区間の供用開始を令和８年春頃に予定しています。

③那須岳火山噴火の際に溶岩流により東北自動車道に影響が及ぶとお聞きしており、東北自動車道の機能確保の万全を期すため、直轄による火山砂防事業をご検討いただきたく、お願い申し上げます。

【回答】

○那須岳では、噴火に伴う土砂災害の防止・軽減のため、これまでに国土交通省と栃木県の砂防部局が共同で火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定しているところです。

○国土交通省としては、活火山法に基づく火山防災協議会、及び緊急減災対策砂防計画策定の構成機関として、栃木県と連携し、円滑な火山防災対策を引き続き支援してまいります。

○また、緊急減災対策における平常時・緊急時の土砂移動監視、氾濫シミュレーション等のソフト対策の具体的な実施内容、役割分担の検討にあたって、国土交通省として継続的な技術支援を実施してまいります。

令和７年度（一社）栃木県建設業協会との意見交換会 回答

提案テーマ 及び 回答

- ④近年の豪雨状況を踏まえ、治水安全度の向上が喫緊の課題であると考えます。そのため、効果的な対策である河川堆積土除去の継続的な予算措置や、治水ダムとしての「東大芦川ダム」再整備についても、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

【栃木県回答】

- 激甚化・頻発化する水災害に備えるためには、堆積土除去が効果的であり、令和11年度まで延長された緊急浚渫推進事業債を引き続き活用し、堆積土除去の予算確保に努めてまいります。
- さらに、堆積土除去などの減災対策に加え、気候変動を踏まえ、流量の更なる増加に対応する必要があると考えております。
- このため、将来の降雨量の増加を加味した流出解析(基本高水流量の算定)を行い、上下流の流量バランスを考慮し、必要に応じて河道流量(計画洪水流量)を変更する予定です。
- なお、河道流量を設定するにあたっては、洪水調節施設として、治水ダムや調節池の整備など、あらゆる可能性を排除せず検討してまいります。

【回答】

- 気候変動の影響により災害の激甚化・頻発化しており、治水対策は喫緊の課題であり、栃木県とも連携し、治水安全度の向上を進めてまいります。

令和７年度（一社）栃木県建設業協会との意見交換会 回答

提案テーマ 及び 回答

３．若年層の就職促進及び人材確保について

- 本県における建設業はインフラの維持・整備や災害復旧など、県民生活の安全と経済基盤の支えとして欠かせない存在であります。慢性的な人手不足や高齢化、若年層の業界離れが深刻な課題となっており、将来を担う人材の確保・定着が急務となっております。
- こうしたなか、本年５月には、宇都宮国道事務所を事務局とした「とちぎ建設業魅力向上連絡協議会」が設立され、持続的な担い手不足の解消に向け、産・学・官が一体となって建設業の魅力を発信することとしております。
- 来年３月に開催予定の「とちぎ建設業合同企業説明会」におきましては、これまで会員企業のみブース出展から、協議会メンバーである国、県及び大学を対象にするほか、高校生のみ参加から大学生も参加対象とするなど、より幅広い層への就職促進に繋げていきたいと考えております。
- 若手人材や新規参入者を引き寄せるためには、柔軟な週休２日制の推進は必要不可欠であり、公共工事のみならず民間工事の発注者等に対して適切な指導助言が必要と考えます。
- 今後は、建設業の魅力向上に向けた広報活動の強化や若年層が働きやすい環境整備への支援などに対して、設立された協議会の機能をさらに強化し、地域ごとの実情に応じた実効性のある施策を展開する必要があるのではないかと考えますが、関東地方整備局様のお考えをお聞かせ願います。

【回答】

- 国土交通省関東地方整備局としても、建設業界に担い手確保は最重要課題と認識しているところです。
- 関東地整における２０２５年度の取り組みの４つの柱の１つとして「担い手確保の取り組み強化」を位置付け、学校関係者に向けた現場見学、若手・女性技術者奨励賞の創設、建設業魅力向上のための産学官連絡協議会の創設について推進しているところです。
- そのような状況下、栃木県建設業協会と国や県、大学・高校が連携し「とちぎ建設業魅力向上連絡協議会」が設立され、サマーフェスや建FES GO!の開催等に取り組みられ、積極的に建設業の魅力を発信し、将来の担い手確保に向けて熱心に取り組まれていることに感謝申し上げる次第です。現在、様々な会議等の場において、栃木県内における取り組みについて情報提供させて頂き、他県等へ横展開を図っているところです。
- 関東地方整備局としても、今後、栃木県内における取り組みについて、積極的に参画や協力させて頂き、建設業全体としての魅力発信と担い手確保に努めてまいりたいと考えております。

- 適正な工期設定に関する民間発注者に対する働きかけにつきましては、各労働局と連携した労働時間削減協議会や管内都県政令市との会議(関東甲信ブロック監理課長等会議)等の様々な機会を通じ、長時間労働の是正や週休2日等、受発注者双方が考慮すべき事項を定めた「工期に関する基準」を踏まえた適正な工期設定の働きかけを行っているところです。
- 今後も民間発注者に対して、労働局や各都県建設業許可部局等、関係機関と連携し様々な機会を通じて強く働きかけを行ってまいります。
- 地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり持続的に発展し、地域の安全安心や経済成長を将来にわたって担うことができるよう、令和7年2月と6月に関東甲信地域における建設業団体、都県・政令市、関東地方整備局が一堂に会した担い手確保に関する意見交換会を開催しました。
- 令和7年6月に開催された第2回意見交換会では、“建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休2日の推進、建設業の魅力・意義(やりがい)の効果的な PR の実施について、官民が連携して取り組むことを申し合わせました。
- また、意見交換会での議論を踏まえ、リーフレットや民間・公共工事発注者に向けた週休2日促進のためのチラシを作成し、民間発注者団体99団体など関係各所への要請を行いました。
なお、各都県・政令市においても、申し合わせ事項に基づき、地域の実情に合わせた取り組みを推進いただいているところです。
- 今後も関係者と情報を共有しながら担い手確保に向けた取り組みを推進してまいりますので、官民連携した取り組みにご理解ご協力をお願いいたします。